

平成29年 第2回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成29年6月12日開会  
平成29年6月28日閉会

宿毛市議会事務局

平成29年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成29年6月12日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時01分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第22号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時18分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成29年6月13日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成29年6月14日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成29年6月15日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成29年6月16日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成29年6月17日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成29年6月18日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成29年6月19日 月曜日)	
議事日程	7
本日の会議に付した事件	7
出席議員	7
欠席議員	7

事務局職員出席者	7
出席要求による出席者	7
開 議 (午前10時33分)	
○日程第1 一般質問	9
1 松浦英夫議員	9
市 長	9
松浦英夫議員	10
市 長	10
松浦英夫議員	11
市 長	11
松浦英夫議員	11
教 育 長	12
松浦英夫議員	13
教 育 長	13
松浦英夫議員	13
教 育 長	14
松浦英夫議員	14
教 育 長	14
松浦英夫議員	14
市 長	15
松浦英夫議員	15
市 長	15
松浦英夫議員	15
市 長	16
松浦英夫議員	16
市 長	16
松浦英夫議員	16
市 長	17
松浦英夫議員	17
市 長	17
松浦英夫議員	17
市 長	17
松浦英夫議員	18
市 長	18
松浦英夫議員	19
2 高倉真弓議員	19
市 長	19

	高倉真弓議員	1 9
	市 長	2 0
	高倉真弓議員	2 0
	市 長	2 1
	高倉真弓議員	2 1
	市 長	2 1
	高倉真弓議員	2 1
	市 長	2 2
	高倉真弓議員	2 2
	教 育 長	2 2
	高倉真弓議員	2 3
	市 長	2 3
	高倉真弓議員	2 3
	市 長	2 4
	高倉真弓議員	2 4
	市 長	2 5
	高倉真弓議員	2 5
	市 長	2 5
	高倉真弓議員	2 5
	教 育 長	2 6
	高倉真弓議員	2 7
3	山本 英議員	2 7
	市 長	2 8
	山本 英議員	2 8
	市 長	2 9
	山本 英議員	2 9
	市 長	2 9
	山本 英議員	2 9
	市 長	2 9
	山本 英議員	3 0
	市 長	3 0
	山本 英議員	3 0
	市 長	3 1
	山本 英議員	3 1
	市 長	3 1
	山本 英議員	3 2
	市 長	3 2

山本 英議員	3 2
市 長	3 2
山本 英議員	3 3
市 長	3 3
山本 英議員	3 4
市 長	3 4
山本 英議員	3 4
市 長	3 5
山本 英議員	3 6
市 長	3 6
山本 英議員	3 6
市 長	3 7
山本 英議員	3 8
4 山上庄一議員	3 8
市 長	3 8
山上庄一議員	3 9
市 長	3 9
山上庄一議員	3 9
市 長	4 0
山上庄一議員	4 0
市 長	4 0
山上庄一議員	4 1
市 長	4 1
山上庄一議員	4 1
市 長	4 1
山上庄一議員	4 1
市 長	4 2
山上庄一議員	4 2
市 長	4 2
山上庄一議員	4 2
市 長	4 2
山上庄一議員	4 3
延 会 (午後 2 時 5 8 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 9 年 6 月 2 0 日 火曜日)	
議事日程	4 5
本日の会議に付した事件	4 5

出席議員	4 5
欠席議員	4 5
事務局職員出席者	4 5
出席要求による出席者	4 5
開 議 (午前 1 0 時 0 4 分)	
○日程第 1 一般質問	4 7
1 寺田公一議員	4 7
市 長	4 7
寺田公一議員	4 7
市 長	4 7
寺田公一議員	4 8
市 長	4 8
寺田公一議員	4 8
市 長	4 9
寺田公一議員	4 9
市 長	4 9
寺田公一議員	5 0
市 長	5 0
寺田公一議員	5 1
市 長	5 1
2 川田栄子議員	5 1
市 長	5 2
川田栄子議員	5 3
市 長	5 3
川田栄子議員	5 3
市 長	5 4
川田栄子議員	5 4
市 長	5 5
川田栄子議員	5 5
市 長	5 5
川田栄子議員	5 5
市 長	5 5
川田栄子議員	5 6
市 長	5 6
川田栄子議員	5 6
市 長	5 6
川田栄子議員	5 7

市 長	5 7
川田栄子議員	5 7
市 長	5 8
川田栄子議員	5 8
市 長	5 9
川田栄子議員	5 9
市 長	5 9
川田栄子議員	6 0
市 長	6 1
川田栄子議員	6 1
散 会 (午前 1 1 時 2 9 分)	
陳情文書表	6 2

----- . . ----- . . -----

#### 第 1 0 日 (平成 2 9 年 6 月 2 1 日 水曜日)

議事日程	6 3
本日の会議に付した事件	6 3
出席議員	6 3
欠席議員	6 3
事務局職員出席者	6 3
出席要求による出席者	6 3
開 議 (午前 1 0 時 0 4 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 2 2 号まで	6 5
質疑	6 5
1 原田秀明議員	6 5
商工観光課長	6 5
原田秀明議員	6 6
2 川村三千代議員	6 6
教育次長兼学校教育課長	6 7
川村三千代議員	6 7
教育次長兼学校教育課長	6 7
川村三千代議員	6 8
3 川田栄子議員	6 8
総務課長	6 8
川田栄子議員	6 9
委員会付託省略 (議案第 1 号から議案第 1 3 号まで)	6 9
委員会付託 (議案第 1 4 号から議案第 2 2 号まで)	6 9
散 会 (午前 1 0 時 2 8 分)	

議案付託表	70
-----	
第11日(平成29年6月22日 木曜日) 休会	
-----	
第12日(平成29年6月23日 金曜日) 休会	
-----	
第13日(平成29年6月24日 土曜日) 休会	
-----	
第14日(平成29年6月25日 日曜日) 休会	
-----	
第15日(平成29年6月26日 月曜日) 休会	
-----	
第16日(平成29年6月27日 火曜日) 休会	
-----	
第17日(平成29年6月28日 水曜日)	
議事日程	71
本日の会議に付した事件	71
出席議員	71
欠席議員	71
事務局職員出席者	71
出席要求による出席者	72
開 議 (午前10時05分)	
○日程第1 議案第1号から議案第22号まで	73
(議案第1号から議案第11号まで)	
討論・表決	73
(議案第12号及び議案第13号)	
討論・表決	73
(議案第14号から議案第22号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	73
総務文教常任委員長	75
産業厚生常任委員長	75
質疑	76
討論・表決	76
○日程第2 陳情第10号	76
継続審査	76
○日程第3 委員会調査について	76



継続調査	7 6
○日程第4 意見書案第1号	7 6
(提案理由の説明)	
山戸 寛議員	7 6
質疑	7 7
委員会付託省略	
討論・表決	7 7
(閉会あいさつ)	
市          長	7 7
閉    会 (午前10時26分)	
委員会審査報告書	7 9
閉会中の継続審査申出書	8 2
閉会中の継続調査申出書	8 3
意見書案第1号	8 6

----- . . ----- . . -----

## 付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議    案	付-3
陳    情	付-5

平成29年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成29年6月12日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第22号まで

議案第 1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第12号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第13号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第14号 平成29年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第15号 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第16号 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第17号 平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第18号 宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定について

議案第19号 宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の制定について

議案第20号 宿毛市税条例等の一部を改正する条例について

議案第21号 宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の一部を改正する  
条例について

議案第22号 宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法  
を定める条例の一部を改正する条例について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第22号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企 画 課 長	黒田 厚 君
総 務 課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市 民 課 長	立田 ゆか 君
税 務 課 長	児島 厚臣 君
会計管理者兼 会 計 課 長	山下 哲郎 君
保健介護課長	中山 佳久 君
環 境 課 長	岩本 敬二 君
人権推進課長	沢田 美保 君
産業振興課長 補 佐	谷本 和哉 君
商工観光課長	山戸 達朗 君
土 木 課 長	川島 義之 君

都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	河 原 志加子 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学校教育課長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長	和 田 克 哉 君
学 校 給 食 センター所長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 岡 敏 樹 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時04分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成29年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において山本 英君及び高倉真弓君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（野々下昌文君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月8日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から6月28日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月28日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月24日に開催されました第93回全国市議会議長会定期総会において、松浦英夫君、岡崎利久君が、議員10年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝いを申し上げます。

市長から、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、6月5日付をもって、平成28年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び決算書、平成29年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、6月12日付をもって、平成28年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書が提出されていますので、お手元に配付をしております。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後3時と定めましますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。本日は、平成29年第2回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

先ほど、議長からの御報告がありましたように、全国市議会議長会定期総会におきまして、松浦議員と岡崎議員が、議員10年以上の一般表彰を受けられました栄誉に対しまして、心からお祝い申し上げますとともに、ますますの御活躍を御祈念をいたします。

それでは、報告事項につきまして、御説明を申し上げます。

報告第1号から第3号までは、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく平成28年度予算の繰越明許費の報告でござい

ます。

報告第1号は、平成28年度宿毛市一般会計予算繰越明許費として、住宅耐震改修促進等事業ほか22事業、総額6億1,637万8,000円を、平成29年度に繰り越しましたので、御報告申し上げます。

報告第2号は、平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計予算繰越明許費として、給食配送車改修事業217万7,000円を繰り越しましたので、御報告申し上げます。

報告第3号は、平成28年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明許費として、公共下水道事業244万円を繰り越しましたので、御報告申し上げます。

次に、平成28年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に配付しております資料をもとに、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は約1億415万円の黒字決算となり、剰余金として7,000万円を財政調整基金に積み立てをいたしました。

特別会計では、国民健康保険事業、学校給食事業、介護保険事業、後期高齢者医療の4会計が黒字決算となり、前年度初の赤字決算となつて、繰上充用した国民健康保険事業は、約3,683万円の剰余金を財政調整基金に積み立て、例年、繰上充用をしていた学校給食事業は、約31万3,000円の黒字となりました。

今後も大型の建設事業等多くの予算を必要とするため、引き続き、適正で効率的な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告事項の説明といたします。  
**○議長（岡崎利久君）** 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

**○市長（中平富宏君）** 御提案申しあげました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第11号までの11議案は、平成29年7月19日をもって任期満了となる農業委員会委員につきまして、新たに11名の委員の方々を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第12号及び議案第13号は、平成29年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、新たに2名の方を人権擁護委員候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第14号は、平成29年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で5億4,277万9,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫補助金、8,127万1,000円、基金繰入金、5,221万4,000円、市債、4億410万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、教育費で、宿毛小学校屋内運動場改修工事監理業務委託料として、1,282万円、宿毛小学校屋内運動場改修工事費として、5億2,000万円を計上しております。

議案第15号は、平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。総額で3万5,000円を減額しようとするものでございます。

議案第16号は、平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。総額で42万2,000円を増額しようとするもの

で、内容としましては、国のシステム設定誤りに起因する、後期高齢者医療保険料の算定誤りに伴う保険料還付金を計上しようとするものがあります。

議案第17号は、平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算でございます。

収益的支出で151万9,000円、資本的収入で2,000円を増額しようとするもので、収益的支出の内容としましては、臨時的任用職員の賃金でございます。

議案第18号は、宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定でございます。

内容につきましては、本市を代表する歴史的建造物である林邸の再生活用事業に対して広く寄附金を募り、本市の観光拠点及び市民の交流拠点としての林邸の活用に資することを目的に、条例を制定しようとするものです。

議案第19号は、宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の制定でございます。

内容につきましては、先ほど御説明いたしました、宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定に伴い、寄附金を適正に管理・運用することを目的として条例を制定しようとするものです。

議案第20号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、平成28年10月より実証運行しております宿毛市コミュニティバスについて、運行開始から利用率が著しく低い都賀川線を廃止し、地区住民からの要望の多い西地区の実証運行を開始するに当たり、条例の一

部を改正しようとするものです。

議案第22号は、宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が、平成29年2月14日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月13日から6月16日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、6月13日から6月16日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月13日から6月18日までの6日間休会し、6月19日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時18分 散会

平成29年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成29年6月19日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君



会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時33分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） おはようございます。

11番、松浦でございます。

それでは、通告に従いまして、市長の政治姿勢、並びに教育長に対しまして、一般質問を行います。

今回、質問をする内容は、宿毛市の観光行政、沖の島地区の戦争遺跡の調査、並びに自衛隊誘致問題についてであります。

まず、初めは、宿毛市の観光行政についてですが、その中で、沖の島の観光振興策を中心にしながら、質問をいたします。

御案内のとおり、足摺宇和海国立公園は、足摺岬から宇和海沿岸に至り、総面積は1万1,345ヘクタールであります。

1972年11月10日、それまでの足摺国立公園から宇和海地域や沖の島を中心とする海中公園を追加する中で、国立公園として指定をされました。今からちょうど45年前であります。

そして、地理的に見ても、その中心部に位置するのが我が沖の島であります。

沖の島の魅力については、ここでは詳しく述べませんが、このすぐれた観光資源をいかに有効に活用していくのか、まさに宿毛市の観光振興を推進していくことを考えた場合に、行政としての大きな課題ではないでしょうか。

沖の島地区の観光振興問題については、昨年の12月議会において、私たち市民クラブの山戸、高倉の両議員が、政務調査活動として沖の島を訪れ、現地の方々の生の声や、直接、自分

たちで見て、感じた、懸案する事案について、一般質問をしてきた経緯があります。

まず、宿毛市を見た場合に、これといった観光資源は非常に少ないのではないのでしょうか。その中であって、沖の島、鶴来島地区は、宿毛市の観光資源として大変大きいものがあると、私は思っておるところでございます。何とかしなければならぬとの思いでいっぱいでありませう。

宿毛市として、このような沖の島、鶴来島地区を、宿毛市の観光資源として、どのように位置づけているのか、市長の所見を、まずお伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、傍聴席のほうに、かわいらしい宿毛小学校2年生ですか、来てくださっております。しっかりと市長も頑張ってお答えしますので、皆さん方もしっかりと聞いてくださいな。

それでは、松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきますと思います。

沖の島、鶴来島の観光振興につきましては、さきの12月定例会において、高倉議員の一般質問の中でお答えしたところでございますが、宿毛市の観光振興を考えたときに、いそ釣りやダイビング、妹背山など、沖の島、鶴来島は宿毛市観光の拠点の一つであると、そのように考えているところでございます。

また、アドベンチャーランや、海辺のワイルドレストランなど、地元沖の島、鶴来島の方々が中心となって、さまざまな地域おこしのイベントが行われておりまして、いつもありがたく、感謝しているところでございます。

宿毛市といたしましても、引き続き、宿毛市観光協会や沖の島観光協会と連携して、沖の島、鶴来島の観光振興に取り組んでいきたい、その

ように考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（岡崎利久君）** 11番松浦英夫君。

**○11番（松浦英夫君）** 次に、沖の島地区の実態を申し上げてみたいと思いますけれども。

少子高齢化が進む中で、人口は減る一方で、若者が少なく、過疎化の波は、宿毛市でも一番感じられる地区であります。

先ほど、市長からも触れておりましたけれども、沖の島観光協会としては、島外からの入込客をふやしていく、そして沖の島をもっともっと知ってほしいとの思いから、カヌー大会等各種のイベントを開催しておりますが、何を行うにもマンパワーが少なく、苦勞しながら、必死で頑張っているのが現状であります。

先日も、沖の島観光協会主催で、海辺のワールドレストランが開催され、県内各地から22名の観光客の皆さんが島を訪れます。

参加された皆さんは、とれたての魚を中心とした料理や、郷土料理に感激をされております。しかし、こうした取り組みを行うに当たっても、その世話役をしているのが、地区の他の行事を担う同じメンバーであります。

こうした人口減少が進み、マンパワーが少ないという沖の島地区の現状を踏まえながら、沖の島の観光資源を生かし、そして活用するために、今後どのような取り組みをしていかなければならないか、する必要があるのか、宿毛市としても避けては通れない、大きな行政課題ではないでしょうか。真剣に考えていかなければなりません。

先日の高知新聞にも、こういう形で掲載されておりましたが、こうした島の実態を把握する中で、何点かの貴重な提言もあります。

私としても、人口減少が深刻である沖の島の現状を踏まえる中で、いかに人口減に歯どめをかけ、島の経済を観光にシフトして、若い後継

者を育てていくしか、島が生き延びることができないのではないかと思います。

そこで、こうした島外の皆さんの提言や、コンサルタントを活用するなどして、中期的、長期的な計画というか、ビジョンづくりが必要ではないかと考えます。

そして、その計画をもとに、市長としての行政手腕を発揮して取り組まなければならないと考えます。そのことが、まさに離島振興にもつながるのであります。

沖の島を宿毛市の観光資源として、どのように生かしていこうとしているのかについて、これといった計画やビジョンが見られませんので、市長の力強い所見と、決意をお伺いいたします。

先日、投開票があり、再選を果たした土佐清水市の泥谷市長は、自身の政策の中で、竜串地区の再開発、いわゆる竜串地区をいかに観光地として復活するかが重要であり、今後4年間の行政課題として、全力で取り組んでいくこととあります。まさに行政のトップとして、将来の土佐清水市を見据えて、並々ならぬ決意をあらわしたものであります。

それに比べて、いま一つ、宿毛市として沖の島の観光開発について、どのような取り組みをしようとしているのか、なかなかビジョンが見えませんが、よろしくお伺いいたします。

**○議長（岡崎利久君）** 市長。

**○市長（中平富宏君）** お答えをいたします。

人口減少や少子高齢化の問題は、沖の島、鶴来島、大変な問題になっておりますが、そこももとより、宿毛市全体が直面している、またこれも大きな課題でございます。

そういった中で、宿毛市といたしましては、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、地域の特性や強みを生かし、宿毛市の魅力を全国へ発信することによりまして、人口減少に歯どめをかけ、定住人口の増加や、

地域経済の活性化を目標に、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

観光振興につきましても、新しい人の流れをつくるという基本目標の中で、地域観光の人材確保や育成、そして観光推進体制の強化、マリンレジャーの振興などを行い、交流人口の拡大を図りながら、県内外へ宿毛市をPRしようと取り組んでいるところでございます。

沖の島、鵜来島につきましては、先ほどもお答えいたしました。宿毛市を代表する観光拠点であると考えておきまして、美しい景観のみならず、歴史的な資源を有し、マリンレジャーも楽しめることから、沖の島、鵜来島に特化したPR活動を展開したいと、そのように考えているところでございます。

本年3月から開幕いたしました「志国高知 幕末維新博」にあわせまして、宿毛市内をめぐる六つの周遊コースを設定いたしまして、その一つとして、宿毛で離島を楽しもうというテーマで、沖の島の景勝地をめぐる周遊コースを設けております。

さらなる誘客に取り組んでいるところでございます。

いずれにいたしましても、地元の皆様の協力なくして、沖の島、鵜来島の観光振興はなし得ないと考えますので、引き続き、地元の皆様とお話をしながら、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、答弁をいただきましたけれども、ビジョンづくりについての方向性というか、そこらあたりが、どうも伺えなかったかなという感がいたしますので、いま一度伺いをいたします。

市長も言われました、計画をつくる段階では、やはり地元の声聞きながら、それもくみしな

がら、計画をつくっていくという方向性、それについては理解をいたしますけれども、市としての中期的、長期的なビジョンづくりについての見解が漏れておったかなと思いますので、その点、再度伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

沖の島、鵜来島につきましては、先ほども言いましたように、大変美しい海があって、そして自然があります。

それから、何よりも松浦議員が一番詳しいとは思いますが、ぜひ沖の島を代表する議員として、いろいろな提案もいただきながら、そして地元の方々と一緒になって、お話をしながら、ぜひ一緒に進めていきたいというふうに思います。

決して、市長として、これを沖の島にはやれと。これをやれというようなお話をするつもりはございませんので、皆さんと一緒になって、しっかりと振興策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

せんだつても、沖の島のほうにも行かさせていただいて、それぞれ島民の方々に御意見も聞かせていただいたところでございます。

まずもっては、高知県が進めております、ことし、来年やります、この「志国高知 幕末維新博」という形の中で、周遊コースにも入れておりますので、しっかりと島民の方々と、そして市内外の方々との交流も図っていただく中で、さらなる観光振興を目指して、磨き上げをしていきたい、そのように思っているところでございます。

一つ一つ積み上げていくつもりでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 一定の決意というか、

市長の所見をお伺いいたします。

ぜひ、くどいようですけれども、本当に人口が減る中で、地域で頑張っている皆さんというのは、限られた部分でしかないわけですけれども、ぜひそうした皆さんの声も聞きながら、前に進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

次に、沖の島の観光振興と関連いたしますが、鵜来島や沖の島地区の戦争遺跡の調査、並びにその利活用について、教育長にお伺いいたします。

鵜来島の島民の方々から、島を訪れ、山頂まで登山をする人がおるようすけれども、山頂までの道はイノシシに荒らされ、また樹木が茂っており、登山客は大変な思いをして登っているとのことでもあります。

しかし、このような山道の状況を改善しようにも、御案内のとおり、島の人たちは高齢の方が多く、龍頭山の山頂までの山道の整備作業については、厳しいものがあります。

そこで、この話を聞いた私たち鵜来島を守る会のメンバーは、先日、宿毛から会員10名くらいで島を訪れ、区長さんや地域支援員の方々等島民の皆さんと、龍頭山までの山道を7年ぶりに整備する作業に参加をしてまいりました。

思っていたより、なかなか大変きつい作業であります。

私は、7年前の平成22年第2回定例会において、島を訪れ、山頂にある戦争遺跡を見て感じたことをもとにして、当時の岡松教育長に対して、鵜来島地区の標高252メートルの龍頭山の山頂にある3台の砲台跡や、兵舎の跡地を調査して、その調査結果をもとに、保存に向けて取り組むべきじゃないか、質問をした経緯があります。

そのことは、さきの大戦を風化させないためにも、戦争経験のない人が多くなった今日、子

供や市民に、戦争や平和について学習する貴重な資料の拠点として活用していくことは、大切なことであると考えます。

戦争遺産を負の遺産として捉えるのではなく、平和のための教材の資料として活用してこそ、生かされるものと考えます。

山頂にある3台の砲台跡や弾薬庫、並びにこれに通ずる地下道の施設は、頑丈なコンクリートでつくられております。これらの施設は、太平洋戦争において、アメリカ軍の本土上陸に備えて配備されたもので、特に鵜来島は地理的にも、豊後水道における海上の要塞として重要な位置を占めています。

1941年（昭和16年）にできたとのことであり、戦時中であり、当時の島民も過酷な労働をされたものと思います。

当時の岡松教育長は、今後とも関係機関と連携を図りながら、現地の取り組みもしっかりしながら、現状調査を便宜進めていき、保存に努めてまいりたい、との答弁でありましたが質問したからちょうど7年が経過しております。この間において、教育委員会として、調査や保存に向けて、どのような取り組みをしてきたのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、11番議員の一般質問にお答え申し上げます。

鵜来島の砲台跡地等の調査や、保存に向けた取り組みについて、御質問をいただきました。

平成22年6月議会において、松浦議員から、鵜来島の砲台跡地を平和学習の場として保存し、利用すべきではないかとの御質問をいただきました。

当時の岡松教育長が、市内の学校の社会見学を想定した場合には、鵜来島までの交通アクセスや、砲台跡までの道等を考慮する中で、なかなか課題があり、教育委員会では、従来より宇

須々木地区の海軍基地跡を、平和学習に活用しておりますし、防空ごう等の遺構の保存につきましても、関係機関との調整を図りながら、努めていると答弁をしております。その後の再質問でも、今後とも関係機関と連携を図りながら、現地調査を適宜進め、保存に努めてまいりたい、と答弁をいたしております。

鵜来島の砲台跡地については、交通アクセスや道等の関係で課題があり、保存活用については、宇須々木の海軍基地跡を指しての答弁であったものと、認識をしております。

したがいまして、鵜来島の砲台跡地については、測量して図面化するような、具体的な調査は、現在まで行っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、教育長、保存調査について、私の7年前に質問した事案については、宇須々木の基地のことを想定をしてという答弁をいただきましたけれども、私があおのときに再質問したのは、鵜来島の山頂にある砲台を想定をした中で、抜けているのではないかと、最初の答弁に答えがなかったの、抜けているのではないかとというところであつたのが、保存や海についてとか、調査についてという答弁であつたというふうには、私は理解をいたしております。

その点について、再度、教育長。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 再質問にお答え申し上げます。

平成22年の当時の岡松教育長の答弁で、再質問に対して、抜けているのではないかとという御質問に対しての再質問で、岡松教育長も、若干読ませていただきますと、「先ほど申し上げましたように、今度とも関係機関と連携を図り

ながら、現地の取り組みをしっかりとしながら、現状調査を適宜進めていくと、保存に努めてまいりたいと、こんなふうには申し上げたと思うのでありますけれども」という再質問に対する答弁をいたしております。

その前段の最初の質問に対して、鵜来島の砲台跡地等については、宿毛市内の小中学生が、平和学習のために活用するには、いろいろ交通アクセス等の問題で、あるいは島内における道の管理の問題等で、なかなか厳しいものがあると。

そういったことを受けて、平和学習については、市内にもうちょっと大きな海軍の施設があります宇須々木を活用しており、今後もそういう形で進めてまいりたい。地元の方々とも調整をしてまいりたいという答弁を受けての、再質問に対する答弁となっております。当時の岡松教育長の考えとしては、あくまでも宇須々木地区の活用、保存、そういうことを答弁をしたというふうには、我々は認識をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、ここに岡松君はおりませんので、真意はわかりませんが、私自身として、あおのときに、その当時の岡松教育長に質問したのは、宇須々木については理解すると。けれども、鵜来島地区にある問題を提起したのだから、それについて調査をすべきじゃないかと。保存すべきじゃないかという趣旨で、再質問をしたということでございますので。

そこらあたり、今後のことになりますので、言うた、言わんとか、真意とか、いろいろあるかと思っておりますけれども、この点については、今の答弁を、許すというか、理解を示すということで、次の質問に移ります。

宿毛市において、戦争遺跡といえは、先ほど

議論になりました宇須々木の海軍基地が有名であります。県下の戦争遺跡を調査をしている専門家によりますと、鶴来島の遺跡は、防衛省にある資料にも記載がされておらないようで、戦争遺跡としては、大変貴重なものではないかと話されております。

また、沖の島地区では、戦争遺跡として、母島地区に特攻隊「回天」の基地が3カ所、そして妹背山の山頂には、高さ約1メートル、直径3メートルぐらいの砲台の台座があります。そして、長浜地区には、兵舎の跡も現存をいたしております。

これら鶴来島地区や沖の島地区にある戦争遺跡について、調査をしてみる価値があると思えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

鶴来島の砲台跡や沖の島のごうなどの調査についてでございますけれども、両地区には、太平洋戦争を伝える遺跡が点在することは、私も承知をいたしております。

太平洋戦争開戦時には、既に大砲が3門設置をされていた鶴来島などは、御指摘のように、記録がほとんどなく、当時を物語るのは遺跡のみというのが現状ではないかというふうに考えております。

また、昨今、劣化に伴う危険から、特殊地下ごうの埋戻しなど、戦争遺跡の廃棄が進む一方で、文化財としての指定は高知県内では南国市の掩体ごうが知られる程度となっております。

したがいまして、戦争を語り継ぐ遺跡として、両地区の情報を収集し、簡易であっても、基礎調査を蓄積することは、今後のためにも必要となってこようかというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 答弁ありがとうございます。

調査、今後について、簡易でもあるけれども、ということですが、再度、確認でございます。

調査をしていくというところで構いませんか、答弁願います。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、私としては、簡易であっても、調査を進めてまいりたいと。

可能であれば、私自身も、担当と一緒に現地へ赴いてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今、教育長から、調査について、少し前向きな答弁をいただきましたが、全国各地で戦争遺跡や戦争遺物の資料を活用して、資料館や公園等、平和学習の拠点として利用している自治体も多くあります。

鶴来島の龍頭山の山頂から眺める景色は周りの樹木がなければ360度のパノラマで、大変すばらしいものがあります。

しかし、公園として整備する場合、問題となるのが、鶴来島が国立公園の区域内であるということであります。樹木1本切るにも、国立公園の縛りが出てまいります。これらの問題も解決しなければなりません。

私としては、調査結果をもとにしながら、この山頂にある遺跡を保存し、子供たちではなく、戦争経験のない人たちにも、戦争の悲惨さと平和のとうとさを伝える学習の場として、活用していくことは重要なことではないかと考えます。

そのためには、展望台を設置するなど、公園

として整備する中で、宿毛市の数少ない観光資源として、利活用していくことを考えるべきではないかと思えます。

島民の皆さんや、鶴来島を守る会の方々も強く望んでおります、期待をしております。高齢化が進む鶴来島にとって、明るい材料となるのであります。こうしたところに政治の光、行政の光を当てることは、まさに離島振興に結びつくものと考えます。

公園の管理等については、来月の7日に開所式が予定をされております。鶴来島集落活動センターの活動の一つとすることも考えられます。

先ほど、市長のほうから、宿毛市の観光振興を考えた場合、沖の島や鶴来島は宿毛市の観光の拠点である、と答弁をいただきました。そういう観点から、保存と公園化について、市長として何かあればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 通告は受けておりませんが、お答えをさせていただきたいと思えます。

教育委員会とともに、取り組んでまいりたいと思えます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひよろしくお願ひします。

それでは、次は、自衛隊誘致問題についてお伺いをいたします。

まず、市長として、市政運営を行うに当たって市民に向き合い、市民の声をしっかり受けとめ、そうした市民の御意見を参考にしながら市政を進めていくのが、市政運営に当たっての市民目線の姿ではないでしょうか。

そうした中で、政策を決定し、その実現に向けて行動に移していくことが重要であると、私としては考えます。

このことについて、まず市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） そっけない答弁。

私は、今回、市長を先頭にして、先ほど質問した部分に関連するわけですが、市長を先頭にして、防衛省へ要望活動されたとの新聞報道がされた後、漁民の方々の御意見を伺う機会がありました。

そこで、漁民の方から聞かれたのは、市長は宿毛小学校の建設問題については、PTAや地区住民を初めとする関係者の話を、意見を聞く場を多く設定しているが、こと自衛隊誘致の問題については、直接かかわる漁民や、地元並びに市民の皆さんや、関係自治体への説明と意見を聞くことなく、みずからの政治判断でことを進めようとしているのではないかと、全く漁民の声を聞こうとせず、ないがしろにするものだと、今回の要望活動に対し、順番が逆ではないかと、批判的な声をお聞きいたしました。

お隣の犬伏町の岡田町長は、議会において、この問題について、宿毛市から具体的な案は何も出ていないので、賛成も反対もない。宿毛市の状況を見きわめたいとのこととあります。

私は、自衛隊基地の誘致問題については、直接、影響を受け、生活基盤としている漁民の皆さんや、市民への説明が必要ではないかと考えます。

そして、宿毛湾は、宿毛市だけのものではありませんし、宿毛市の決定だけで進めることはできないものと考えます。宿毛湾を取り巻く犬伏町や愛南町等の関係する近隣自治体も、重大な影響を受けるのであります。

こうした近隣の自治体に対しても、しっかり



と市長の考えを説明し、理解をいただく中で、ことを進めるべきではないかと考えます。

漁民や市民、あわせて近隣自治体への説明と理解を求める取り組みについて、市長としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

自衛隊誘致の問題についての質問でございます。

防衛省への要望活動につきましては、これまでも同様に、市議会議長、そして宿毛商工会議所会頭とともに行ってきたところでございまして、今回もそのような形で行ってまいりました。

こういった要望活動を踏まえ、漁業関係者を初めとする地域の皆様方や、近隣自治体への自衛隊誘致について、説明や、理解を求める取り組みについて、どのように考えているのかという趣旨の御質問だったというふうに思います。

平成28年3月議会で、松浦議員の一般質問でもお答えをさせていただいているところでございますが、現時点におきましては、どこに、どのような内容で、どの程度の、またどの規模のものを誘致できるかなど、具体的な内容は、全くの白紙でございますので、現時点では、具体的な説明ができる状況ではないというふうに考えております。

例えば、宿毛小学校の話もありましたが、こちらは、建設という形の中で、設計に向けて動いている話でございますので、全く違ったものでございます。

この自衛隊誘致につきましては、当然、私ひとりだけが決定するものではないと考えておりますので、具体的な説明ができる状況になった段階で、関係者を初めとする、当然、市民の方々、その中には漁民の方々も含まれます。そういった方々や、そして近隣自治体にも説明をさせて

いただく中で、しっかりと御意見を聞かさせていただき、そして決めていく、そういった考え方を持っているところでございますので、現時点では、説明しに行くといっても、説明する内容がないという形の中での自衛隊誘致活動をさせていただいておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 後でも触れる部分があるかと思えますけれども、今、説明する資料がないと言われました。これ、表に出たら、市民の反対とか何か、関係ないがですよ。国の防衛政策として表に出た場合には。

今、市長が、要望活動を行っている真意について、市民にも理解を求めるべきではないですか、答弁をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

国が防衛について進めようとしたら、自分たちは判断することができないといった趣旨の話だったと思います。そのようには考えておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 後で触れます、最後に。

新聞報道によってですけれども、先ほど触れましたが、去る4月21日に、議長や商工会議所会頭、そして尾崎県知事や中西参議院議員とともに、防衛省に対して、宿毛市への自衛隊の拠点施設の誘致、並びに宿毛湾港への自衛隊の寄港促進について、要望活動を行ったこととありますが、自衛隊の拠点施設とはどのような施設を想定して、要望活動を行っているのか、お伺いいたします。

あわせて、南海トラフ大地震の発生が予想さ

れております。宿毛市もその対策を、現在、取り組んでおるところでございます。その大地震により発生する、大津波の被害をまともに受けるのが宿毛湾であります。

こうした宿毛湾のどこに自衛隊の拠点施設を誘致しようと考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自衛隊の拠点施設はどのような施設を想定しているのかという御質問でございます。

私たちの要望の中には、拠点施設という言葉は使っていないわけですが、4月21日に、防衛省に対して行った要望活動の中では、本市の地勢的条件の優位性などから、物資の集積や装備品の整備、そして海上・航空・地上輸送や護送、事前の展開準備などを行うための根拠地として、最適の候補地であるということを説明をさせていただきます。宿毛湾港を初めとする当地域の活用をお願いしたところでございます。

現時点におきましては、どういったものを誘致できるかなど、具体的な内容は全くの白紙の状況でございます。これは先ほど、説明したとおりでございます。そのため、現時点で宿毛市の市内に、具体的にどの場所にとすることはお答えができるような、全く状況ではございませんので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 今回、先ほど申し上げましたように、4月21日、要望活動を行ったわけですが、今回の要望活動を通じて、どのような成果があったと考えておられるのか、市長、その点、答弁をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

本市の要望活動に、今回、高知県知事も御同行をいただいたところございまして、そういったことから、地元と高知県が連携を図り、誘致活動に取り組んでいることを、防衛省側にも御理解いただけたのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） これまでも、この議会において、この問題については議論がされてきました。

いま一度、市長の基本的な考え方についてお伺いいたします。

市長は、自衛隊基地の誘致については、宿毛市にとっては、デメリットは一つもないので、何が何でも誘致をしなければならない。たとえ市民や漁民から反対運動が起きようが、自衛隊の基地を誘致することが、宿毛市の将来を考える上で重要なことであると考えているのかどうか、市長の基本的な、この問題に対する考え方をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、今、かなり過激な質問でございます。そこまで、何が何でもというような考え方は持っていないところでございますが、ただ、説明を少しさせていただきたいと思いますが、自衛隊誘致に関する私の基本的な考え方ということでございます。

これまでも、答弁をさせていただいてるところではございますが、地域経済の活性化や、それから防災対策、これも何度も言わせていただいております。さらには、本市の大きな課題であります人口減少対策にもつながるものと認識をしているところは、今までも申してきた

ところでございます。

しかしながら、この自衛隊誘致につきましては、私ひとりで決めるものではないと考えておりますので、これも先ほど答弁をさせていただいたところでございます。ひとりで、何が何でもやらないといけないので、人の言うことを何も聞かないとか、そういったような話ではございません。

繰り返しの答弁になりますが、自衛隊誘致につきましては、具体的な内容は全くの白紙でございますので、具体的な説明ができる状況になった段階で、関係者を初めとする市民の方々、漁民の方々、近隣自治体の方々にも説明をさせていただく中で、しっかりと御意見を聞かせていただき、判断をしてみたい、そのような考え方を持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 最後の質問になりますけれども、現時点で具体的なことがないので、説明ができないと申されましたけれども、一つ沖縄の例を出しながら、答弁を求めたいと思います。

基地建設の進め方についての認識であります。

安倍内閣は、特定秘密保護法、戦争法、そして今回は共謀罪の創設や憲法の改正等、ますます戦争のできる国を目指し、その動きを強めているのが、今日の政治状況であります。

宿毛市の要望活動を受けて、政府が宿毛湾を自衛隊の拠点基地として決定すれば、幾ら地域で反対運動が起きても、今の安倍内閣を見ていると、強引にことを進めて来るのであります。

そのことは、まさに沖縄の辺野古への基地建設問題が端的にあらわしています。

名護市民の民意は、市長選挙において、辺野古へ新たな基地建設は容認できないとする稲嶺市長を選びました。

県知事選挙も、またこれしかりであります。

また、衆議院選挙においては、沖縄の全選挙区において、基地建設に反対する議員を選んだのであります。

このように、沖縄県民の民意は、新たな基地建設は認めない、辺野古への移設は到底容認できないとする、明確な姿勢であります。

しかし、政府はこうした県民の声には全く耳を傾けようとすることなく、強引に基地建設を進めているのが、まさに現在の沖縄の基地建設の実態であります。

宿毛市でも、当然、市民や漁民から反対運動が起きてくることが予想されます。しかし、先ほど申し上げましたように、こうした住民の声に耳を傾けることなく、強引に事を推し進めてくるのが、安倍内閣の仕方ではないのでしょうか。

そういった面で、事がおもてに出た段階では、もう何も言えない。地元の市長の意向がどうか、県知事がどうか、いう分ではなしに、おもてで言う、宿毛に来てください、いうて要望活動することで、政府がそのことを認めて、方針を決定すれば、本当に住民とか皆さんの声が届かないということが、現実に沖縄を見ればわかるわけでございます。

市長として、こうした安倍内閣の進め方について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます

安倍内閣の進め方について、どのように考えているのかとの御質問でございますが、そういった進め方、そういったものに対する捉え方につきましては、案件ごとにさまざまな経過もありまして、それぞれの考え方もあろうかと思っておりますので、私のほうからの答弁は差し控えさせ

ていただきたいと思います。

ただ、住民の声が全く届かない、そういうふうな事態になるとは思っておりませんし、また、市長として、しっかりと、そういったことに、もしなれば、届けていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） なかなか市長、安易な認識をされておるようですけれども、現実はそのようなものではございませんので、沖縄の例を出しました。

本当に、住民の声が届かないというのが、今日の政治状況ではないでしょうか。

そのことを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

-----

午前11時32分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） こんにちは、6番、高倉真弓でございます。一般質問をいたします。よろしくお願ひいたします。

今回は3項目7点について、お伺ひいたします。

1項目め、手話言語条例制定に向けての取り組みについてをお伺ひいたします。

平成26年6月の定例会において、宿毛市議会は、全員賛成のもと、手話言語法制定を求める意見書を関係大臣に提出いたしております。なぜ必要なのか、今回、幡多在住の聴覚に障害のある方々の御意見を集約していただきました。

以下、その御希望に従ひ、お伺ひいたします。

聴覚障害者は、市役所において、一般的な手続に加え、福祉関係の申請が多いために、手話通訳者がいてくだされば、大変に便利であります。

1番目として、宿毛市役所に手話通訳者の設置ができないか、現状について、市長にお伺ひいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 高倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員より御提案がありましたように、市役所を窓口、手話通訳者を設置できれば、市民、特に聴覚障害者の方々への福祉サービスが、より充実されるということは、議員同様に認識するところではあります。人材確保や人員配置などの面から、専任職員として配置することは、今のところ困難であると考えているところでございます。

職員として常設する配置は困難ではあります。現在、当市で行っております障害者福祉サービスにおける手話通訳者の派遣事業などを活用していただくことはもとより、窓口対応に当たっては、障害者の方々の権利、利益を侵害することとならないよう、筆談を行うなど、職員として十分配慮した対応を行うよう、周知をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） なかなか難しいことは理解いたします。

ぜひ御検討を期待しまして、2番目の、公共施設における手話通訳者の設置及び聴覚障害者への配慮についてをお伺ひいたします。

現状は、先ほど市長のお答えのとおり、常時、手話通訳者の方が公共施設に常駐することは、難しいことは了解いたしました。

今回は、医療機関に限定をしてお尋ねをいたしたいと思います。

市中の医療機関であれば、受付や診察室が身近でありまして、ある意味、患者さんの特定が大丈夫であろうかと考えます。

幡多けんみん病院を例にいたします。

高知県の関係で、どこまでということも承知いたしておりますが、宿毛市にあり、宿毛市民、幡多の方々の御希望でありますので、中平市長には、リーダーシップをとり、あらゆる機会を捉えて、働きかけをお願いしたいのです。

先ほども、知事様と一緒に行動されると聞きました。そういう機会を捉えて、ぜひともリーダーシップをとり、働きかけをお願いしたいと思います。

一例を挙げます。

呼び出しの音が聞こえません。液晶画面による表示や、呼び出し用の機器、表記の仕方を配慮した筆談、マスクをとり、ゆっくり話していただければ、口の形を読み取れるなどです。

手話通訳者がいれば、これは改善されます。公共施設における手話通訳者の設置及び聴覚障害者への配慮についてを、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

本市では、公共施設に限らず、医療機関受診時における聴覚障害者への対応といたしまして、先ほど申し上げました手話通訳者派遣事業を行っているところでございます。

派遣事業では、主に病院、学校、保育園などの利用が多く、一番多い分野は、医療です。手話通訳者の存在は、受診者に正しく情報を伝えるために、医療側にとっても大切なものとなっているところでございます。

この事業は、夜間や土日の急病等、やむを得

ない、そういった事情によりまして、急遽、派遣が必要になった場合にも対応しておりますが、派遣できる手話通訳者の人数は、県内でも限られているところでございまして、派遣できない場合もございます。

そのような事態を減らしていくためにも、県立医療機関として、手話通訳者の設置をしていただけることがベストではありますが、派遣活動ができる手話通訳者が少ない事情を考えたとき、通訳者をふやす取り組みについても、県や近隣市町村と一緒に考えていく必要があると思えます。

現在、幡多けんみん病院では、厚生労働省から出された医療関係事業者向けガイドラインに基づいて、わかりやすい説明を心がけ、聴覚に障害のある方に対しましては、ホワイトボードを活用した筆談を行うなど、可能な範囲での対応を行っているとお聞きしておりますが、議員御指摘のような、機器を使つての、より充実した対応についても、要望していきたくと考えているところでございます。

平成24年の障害者自立支援法の一部改正に伴い、各市町村に自立支援協議会設置の促進が法定化され、宿毛市は、大月町、三原村との合同で、幡多西部自立支援協議会を設立いたしました。

自立支援協議会は、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域の障害者サービスの基盤整備を進めていく重要な役割を担っているところでございます。

要望に当たっては、まずこの協議会を活用して、県の自立支援協議会の場にあげていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） いろいろ御配慮いただいていることは、了解いたしました。

市長がおっしゃいましたように、それでもなお、心配しているのは緊急時のことです。

緊急なときに、通訳の方に連絡がつくかどうか、確定できません。病状をうまく伝えるかどうか、ドクターの言うことが理解できるか、スムーズに意思の疎通を図るには、手話通訳者の設置を前向きに検討していただければと存じます。

市長に、幡多のリーダーシップをとっていただきたい。重ねて、安心安全のための、市長のお心のうちをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど答弁した内容と重複をいたしますが、緊急時におきましても、利用できるような形にはなっておりますが、何分、人数が少ないということでございます。

そういったことも含めまして、しっかりと幡多として取り組みをするように、しっかりリーダーシップをとって、そういったお願いを進めていくようにしていきたいというふうに思っております。先ほど申しました県の自立支援協議会の場にあげていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） とても力強く感じます。

3番目にいきます。

手話通訳者の研修についてをお伺いいたします。

1番目、2番目の解決方法といたしまして、市長の御答弁にありましたように、手話通訳者の人数が少ない現状の中で、市として、通訳者養成のための研修実施を検討していただけないかを、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

手話通訳者の養成につきましては、市町村の実施する手話奉仕員養成課程、これ入門課程32時間、基礎課程48時間ですが、これを経た後、県の実施する手話通訳者養成課程を受講し、さらに登録試験に合格すれば、都道府県の認定する手話通訳者として登録され、派遣活動を行えるようになります。

さらに、手話通訳者の上に、厚生労働大臣が認定する手話通訳士という資格がございますが、こちらは合格率が平均20%ということで、まだ県内には20名足らずしかいないということをお聞きしているところでございます。

手話奉仕員養成研修事業は、国の補助事業であります地域生活支援事業におきまして、市町村の必須事業とされておりまして、宿毛市でも平成22年度に入門課程を、平成23年度に基礎課程の講習を行っておりますが、平成24年度以降は、受講生が見込めなかったため、実施を見送っているところでございます。

今後は、市民の皆様へ呼びかけを行って行く中で、受講生が集まれば開催したいと考えております。

なお、宿毛市では、福祉センターにおきまして、ボランティア団体が手話サークルを週に1度開催しております。

市民の皆様には、まずはサークルに御参加いただき、手話に触れていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 手話通訳者の養成に向けて、前向きな御答弁をいただき、頼もしい限りです。

何とか多くの皆様に御理解、御協力を願いたいところです。

今回、質問の御依頼をいただき、内容を相談するために、関係の方に何度かお目にかかりました。正直、時間がかかります。それは、私を手話ができないことが原因です。手話通訳の方を介さなければ伝わらない、もどかしさは反面、聴覚障害をお持ちの方は、これが日常なのであります。

今年度は、来月7月より、盲ろう者向けの通訳介助員養成研修が、宿毛市で開催されます。この研修は、県が主催するもので、市も後援団体として、御協力をいただいております。

この機会を通じて、盲ろう者を初めとする聴覚障害者への理解を深めていただき、ぜひ研修への参加を御検討いただきたいと思います。

市長、何分にもお進めください。大切に、大事なことです。

4番目に続きます。

聴覚障害者を親に持つ児童への対応についてを、お伺いいたします。

同様の質問を、最初に市長に、次に教育長にお返事を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

手話に対する認知度の向上や、保育園での対応について、どのように取り組んでいるのか。また、今後、さらなる理解の深まりに対して、施策など、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

聴覚障害者を親にもつ子供への対応についての質問に、お答えをさせていただきたいと思ひます。

保育園での手話に対する取り組みとのことですが、これまでも運動会や発表会、卒園式するときなど、手話を交えた挨拶や、お遊戯、合唱する取り組みを、各園で、ときには保護者も交えて行っているところです。

ただ、近年、保育園において、対象の方がほ

とんどいらっしゃらなかったこともあり、それ以上の取り組みについては、余りできていないところでございます。

今年度6月より、御両親が聴覚障害というお子さんが、市内保育園に通園開始となりました。現在、御家庭との連絡事項については、ホワイトボードを使った筆談や、ファクス、メール、連絡帳を活用しての対応をしております。そのようななかかわりの中で、送り迎えの挨拶を、手話での対応にしていきたいなど、保育士の間でも、手話に対する意識が高まっているところでございます。

これを機に、職員の研修や、保護者の方に向けての勉強会の開催など、積極的な取り組みをしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 続いて、年数がたてば、学校入学という形になります。教育長にお答えをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

小中学校における手話の普及等のための取り組みについて、御質問をいただきました。

小中学校におきましては、授業として手話の学習や、普及活動は現在行っておりませんが、講師を呼んで、聴覚障害について講演をしていただき、手話について学んでいる学校もでございます。

また、小学校であれば、学習発表会のときに、歌の振りつけ等を手話で行ったり、中学校であれば、吹奏楽を演奏する中で、音楽に合わせて披露したりするなど、児童生徒が楽しみながら、手話に親しむという活動は行っております。

子供たちが聴覚障害だけでなく、さまざまな

障害を抱えながら、懸命に頑張っておられる人々について学び、お互いに理解し合い、共生することができる社会の重要性を認識することは、非常に大切なことと考えておりますので、今後も学校で創意工夫をしながら、さまざまな活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 保育園での取り組みに、敬意をはらいます。

親御さんとしては、御自分が聴覚障害者であるために、お子さんに対する影響を大変御心配されたことだったと思います。

これを前向きに捉えて、どこよりも進んだ形で、誰もが手話を普通の言語としてかかわれるよう、宿毛市、また教育委員会のさらなる対応を期待いたします。

続きまして、5番目に移ります。

聴覚障害者に配慮した防災対策についてを、お伺いいたします。

災害時に、聴覚障害者が避難する際の支援について、どのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

災害時における聴覚障害者の避難支援についての御質問に、お答えをいたします。

災害対策基本法に基づき、聴覚障害者に限らず、宿毛市地域防災計画に定める避難に支援を要する基準に該当する方につきましては、避難行動要支援者名簿として整備をしております。今後、名簿登載者に対しましては、各地域で個別避難計画を策定することとなっているところでございます。

身体障害者につきましては、障害者手帳をお持ちで、2級以上の等級の方について、行政から自主防災組織、民生委員など、地域に情報提

供をし、地域の中で避難の支援をどのように行うか、平常時から情報を共有し、災害時に実効性のある避難支援がなされるよう、個別に計画を立てるといったものであります。

現在、宿毛市で聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちで、避難行動要支援者名簿には、21名が登載されております。

もちろん、耳の不自由な方が、必ず手帳をお持ちであるということではありませんし、また、高齢により、耳の聞こえが悪くなる方もいらっしゃると思います。

そのような方を含めまして、地域の避難訓練に積極的に参加する自助の取り組みや、障害や身体の不自由により、避難が困難とされる方が、どれだけいらっしゃるかを把握した上で、地域の避難計画を立てる共助の取り組みが必要不可欠であると考えているところでございます。

災害時に大きな力となる自助、共助の醸成は、日ごろからの備えや意識が重要でありまして、いざというときの行動への備えとして、個人と地域の、平時からの取り組みをお願いしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

聴覚障害者は、先ほども申しましたように、病院とかでの呼び出しが聞こえません。音声放送による情報を得ることが、大変に困難であります。それゆえ、手話ができる仲間がいると、安心できます。

このことから、聴覚障害者は1カ所で避難生活できるスペースを確保していただくとともに、市からの情報がきちんと届く体制を、御検討いただきたいと思います。

そうすることで、宿毛市にとっても、聴覚障害者の避難状況や、情報を把握でき、情報提供



もスムーズになると考えます。

また、避難所で聴覚障害者ということが一目でわかるよう、防災グッズなどを事前に配布してほしいという御希望がありますが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

聴覚障害者の方の避難所における対策及び、聴覚障害者の方を識別する防災グッズの活用についての御質問だというふうに、認識をいたしました。

まず、聴覚障害者の方々を、同じ避難所の同一スペースに集約することにつきましては、現在、南海トラフ地震が発生した場合、避難所が不足する状況となっております。

さらに、発災直後には、大きな混乱も予想されますので、現時点においては、困難ではないかというふうに考えているところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、聴覚障害者の方々に、1カ所にまとまった状態で避難生活を送っていただくことは、一定のメリットもあると、そのように認識をしております。

私としましては、現在、避難所不足を解消するため、浸水地域にある公共的施設の高台移転や、高層化を検討しているところでございますので、その中で、御提案の件につきましても、あわせて検討をしてみたいと考えております。

次に、聴覚障害者の方を識別するための、ピブス等の防災グッズにつきましては、その有用性については、認識しているところでありますが、避難時の防災対策においては、まずは自助の取り組みが重要でありますので、御家庭での準備を御検討いただければというふうに思っているところでございます。

また、公助の取り組みといたしまして、各避難所に、そうした防災グッズを備蓄する方法も

考えられますが、それぞれの避難所に、どのくらいの聴覚障害者の方が避難するかを、被災前に予測することは困難でありますので、総合運動公園等の拠点施設に備蓄しておいて、被災後に各避難所へ配送する計画について、今後、他の備蓄品の購入とあわせて検討をしてみたい、そのように考えているところでございます。

さらに、現在、津波浸水の想定されていない各避難所において、施設ごとの避難所運営マニュアルを作成しているところでありますので、その中で、聴覚障害者の方を含め、配慮を必要とする方の対応についても、検討をしているところでございます。

今後におきましては、作成したマニュアルをもとに、訓練を実施するなど、マニュアルの習熟を図るとともに、その過程で出てきた課題や問題点を、一つずつ解決しながら、聴覚障害者の方を含めまして、避難した皆様が少しでも安心して避難生活を送ることができるよう、取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） やっぱり自分でできる備え、自助に尽きるのでしょうか。

訓練に参加して、自分をわかっていただく。自分は耳が聞こえないんだということを、近所の方にもわかっていただいて、自然に受け入れられていただくような形が望ましいかと思いません。

自分の命は自分で守る、これは耳マークです。多分、ごらんになったことがあると思います。これだけ大きくしていただきました。

普通は、これを、御自分の身を守った後に、ワッペンのようにつけて、皆様の共助のほうに役立ててはいただけないかと思えます。聴覚障害者は、一見、健常者と同じように見えます。

でも聞こえません。

知らんぷりすると、またどこでお弁当の配給があるかとか、聞こえませんので、こういうマークをつけることにより、多くの情報を得られ、誤解を招くことを防げます。

また、加齢や、不慮の事故で難聴になられた方もお使いいただければ、ともに情報を共有できると思います。

もちろん、それぞれ、プライドとかあって、急に難聴の方、これと言ったら、何か抵抗があったりするかもしれませんので、強要、強制するものではございません。

なぜ、手話言語法が制定が必要か、前段で御説明いたしました。

聴覚障害者は、一見、自力で移動できるように、支援の必要が低いように考えられるかもしれませんが、聞こえない、聞こえにくいために、日常生活の中で、情報が得にくい。健常者とのコミュニケーションをとることが困難であります。

生まれつき、または乳児期などに日本語を習得するまでに聞こえなくなり、御自分の声さえも聞くことができません。その困難や苦しみ、周りの状況がわからずに孤立してしまいます。

国、県、市がお互いに連携して、支援活動を行っていく必要があると思います。

手話言語法条例を制定に向けて、今後の宿毛市の配慮を期待申し上げ、次に質問に移ります。

2項目め、観光、修学旅行を対象に、民泊への取り組みについてをお伺いいたします。

近隣の市町村からは、積極的な民泊のニュースが届きます。宿毛市の現状を、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

修学旅行等を受け入れる場合の方法として、一般的には、民泊という呼び方がされておま

すが、幡多広域観光協議会では、県が策定するガイドラインに沿って、田舎暮らし体験と位置づけております。

本市の田舎暮らし体験を伴う教育旅行の受け入れは、7年前までは、栄喜地区において13戸が、漁業体験を実施するなど、受け入れをしておりましたが、ここ数年は、残念ながら、本市の受け入れはできていない、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 再質問いたします。

その原因、今後の民泊についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず、原因についてでございます。

受け入れしていたときの実態といたしまして、1年に1回程度の受け入れでは、副収入にもつながらないことを初め、掃除の手間や食事の心配、知らない子供たちと一晚過ごすことによる気苦労など、さまざまな要因により、受入側が、田舎暮らし体験の意義は十分理解できるものの、受け入れできない状態となったことによるものというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 受入側の体制にも問題があると思います。

我が家を例にとったら、息子だけなら、あんたそこで何とかしちよったやという感じでいけますよね。それが、お嫁さんも一緒に帰ってくると、もうちょっと気を使います。それが、親戚なら、それ以上に気を使います。ましてよそ様のお子さんをお預かりするとなったら、気を使うのは当然、理解ができます。

他の市町村の話から、成功例を参考に、皆さ

んで研修を重ねて、百聞は一見にしかず、御自分がそういうところに、民泊のほうに出かけて行って、しっかり予算をつけて、今後、よい方向に計画をとれないかと思えます。

宿毛の素材はよいのですから、あとは工夫です。期待申し上げて、次の質問に移ります。

3項目め、宿毛市の文化事業について、教育長にお伺いいたします。

ふだんから婦人会活動との関係で、特に公民館には、大変お世話になっております。その関係から、宿毛市並びに宿毛市教育委員会からは、後援などの御支援をいただき、大変感謝いたしております。

一例ですが、2月にピアノコンサートを開催いたしました。319名の御入場者、声楽家を含め、出演者総勢371名の参加があり、空席8、立ち見9名ということで、満席と自負いたしております。

後援いただきました宿毛市並びに教育委員会には、既に御報告を申し上げております。

そのさなか、チケットをもぎるのに、立っているときに、こういう計画をしたいのですと、突然声をかけられまして、御相談がありました。

おかげさまで来月、7月に和太鼓の演奏が実現いたしました。

広報の裏表紙にも記載していただき、お問い合わせなどもいただいております、大変、感謝いたしております。

そのほかに、来年のお正月ぐらいに、また、もう一つの音楽のコンサートを計画いたしております。

いずれも公民館に相談し、実行できることになっております。

もう1件、助成金とかはないのですかというふうな御相談がありました。私のほうからは、何をしたいのか、何ができるのか、相談できるのはそれからだから、まず意見書とか、計画書

をつくりましょう、と伝えました。

そして、窓口に、公民館のほうに行ったらいいですねというふうな話をいたしました。

今後も、窓口として御相談したいのですが、教育長に、その点、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、6番議員の一般質問にお答え申し上げます。

本市の文化事業を進める上での、行政側の窓口についての御質問でございますけれども、文化事業につきましては、生涯学習課中央公民館が相談窓口となりますので、文教センターにお越しただけでしたら、文化事業活動について、御相談いただけることとなっております。

また、本庁のいずれの課に御相談をいただきましても、丁寧に文化事業の窓口を紹介していただけるものというふうに考えております。

また、具体的な文化事業活動の事業実施について、教育委員会のお手伝いできますことは、先ほど、議員からもお話いただきましたように、事業に対する後援などが考えられますけれども、宿毛市教育委員会として、後援等の対象となるものといたしましては、まず1点目として、教育行政の運営方針及び公序良俗に反しないものであること。

それから、幼児教育や学校教育、特別支援教育、生涯学習、あるいは文化財やスポーツ、健康教育、人権教育等、市教育委員会の所掌事項と関連するもので、高い公益性を有すると認められるものであること。

3点目として、特定の団体の利益を目的とするものでないこと。さらには、事業内容及び規模から見て、営利を目的とするものでないと、客観的に判断されるものであること、などが承認の基準となっておりますが、個別の事案につきましては、議員も御紹介いただきましたように、生涯学習課、あるいは公民館のほうに御相

談をいただき、お話をいただければ、そういったお話をお聞きする中で、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかお気軽に声かけをいただきますように、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 6番高倉真弓君。

○6番（高倉真弓君） 了解いたしました。

大変心強いお答えをいただきました。

多くの皆様は、それぞれ文化活動の希望があると拝察いたしました。ただ、皆さんにおいて、いまだ窓口がわからない方がいらっしゃることも判明いたしました。市役所のどこにお尋ねしても、きちんと対処していただけることをお聞きして、大変心強く思います。

活動内容はさまざまであると推察いたします。市民がしたい、動きたい、希望があることは、宿毛市もまだまだ、これからいっぱいいろいろなことができるなという可能性を秘めております。

市民が自分で動くことにより、市中の活性化につながる、大いなる市民力を期待し、また市政を期待いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時07分 休憩

-----

午後 1時34分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番の山本です。

教育長、3月に、酒井南嶺は、龍馬の先生であったのではないかとということで、その口承伝承から、史実に近づけないかということですので、私もちょっとかじってみました。

昭和6年に中島知久平、飛行機王と言われた

人ですけれども、が高知県出身の画家の公文菊僊を連れて、酒井家に、その短刀を借りに、龍馬から脱藩のときに贈呈したといわれる。1年後に返したという、その御家族の方々の伝承があるわけですが、

これを史実化するためには、中島知久平の日記で、昭和6年ぐらいにそういったことをやったという記述があれば、これは史実に近づくと。

そうすると、幕末維新史で、宿毛の酒井南嶺が、本当は龍馬の先生だったということで、大きくアピールできるんじゃないかと思って、中島知久平記念館に電話しました。

資料は、太田市の教育委員会にあるということで、教育委員会に電話しましたところ、残念ながら、日記というようなものは見当たりませんでした。ということで、3時間後ぐらいに返事がありました。

群馬県知事に、こういういきさつで探しておるのだが、残念だと。中島家に、何かアクセスできることがあれば、そっちのほうに確認してくれと頼みましたところ、県でも探してみるとということで、一抹のまだ明かりが残っております。

以上、御報告申し上げます。

今から、市長部局の方々と4件ほど、一問一答でやらせていただきますが。

教育委員会の方が、退屈があったらいけませんので、もし眠たくなったら、考えなさいという質問を、今からします。

ヘリコプターの回転翼というのは、360度に羽がつけてますね。2枚のやつは180度についてます。4枚のやつは90度、きっちりについてます。5枚のやつは72度間隔。

私が乗った32トンのMH-53Eというのは、7枚ついてます。これがきっちり、360度についてます。

どうやってきっちりつけたのでしょうか、質問しておきますので、最後にお答えを聞きま  
すから、寝ないように聞いておいてもらいたい  
と思います。

まず、1番はJアラートについて、お尋ねし  
ます。

最近、頻繁に耳にする言葉ですけれども、2  
年前に、質疑の中で、現在の国家秩序というの  
は、ヨーロッパ国家系といわれる三つの柱、い  
わゆる大きな力の均衡、それから国際法の原理、  
国家主権の観念、この三つの原理で秩序体系が  
成り立っているというふうには、私は話したこ  
とがあるんですけれども、今、東アジアの情勢を  
見ますに、北朝鮮は国際法の原理の枠組み、す  
なわち核拡散防止だとか、核実験禁止条約等の  
加入に背を向けて、国連安保理の決議を無視し  
続けております。

また、国家主権を尊重する6カ国協議のテー  
ブルにも、つこうとしておりません。

最大の秩序づけであります力の均衡を見ます  
と、アメリカと韓国というのは、米韓安全保障  
条約で、きっちりと対に結びれておりまして、  
合同軍事演習等も盛んでございます。しっかり  
とした同盟関係が築かれております。

他方、今まで後ろ盾だった、北朝鮮の後ろ盾  
だった中国や、あるいはロシアは、国際社会に  
歩調を合わせるごとく、北朝鮮に対して制裁を  
科そうという流れになってきております。

中国と北朝鮮の間には、攻守同盟条約という  
のがありまして、これは厳然として残っている  
わけですけれども、これはどうも形骸化してき  
ているのではないかということで、北は孤立を  
深めているように、私は感じて仕方がないん  
です。

このときに思い出されるのは、窮鼠猫をかむ  
というやつですね。そういった事態にならない  
のが、我々の願いでありますけれども、ここに

きてのミサイル発射数は尋常な数ではありません。

政府は、津波警報、緊急地震速報と同様、対  
処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報につい  
ても、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラ  
ートを通じて、瞬時に国民に伝達するというこ  
ととしております。

さて、そこで質問ですけれども、宿毛市のJ  
アラートの受信システム体制はどうなっている  
か、教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

Jアラートと宿毛市の防災情報伝達システム  
の連携についての御質問でございます。

全国瞬時警報システム、いわゆるJアラート  
は、地震や津波を初めとする大規模災害や、武  
力攻撃事態等が発生した際に、国民を保護する  
ために必要な緊急情報が、通信衛星を経由して、  
市町村などに情報伝達されるシステムでありま  
す。

宿毛市におきましては、平成28年度から運  
用しております宿毛市防災情報伝達システムと  
連携しておりまして、Jアラートを通じて情報  
を受信した場合には、瞬時に市内の屋外子局か  
ら、サイレンや音声放送で市民の皆様へお知ら  
せするとともに、宿毛市防災アプリを登録され  
ている方には、文字情報でも伝達できるシステ  
ムとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 2系統で、市民の皆さ  
んにも徹底されるというふうにお伺いしまし  
たけれども、さらなる質問ですが、配信される  
25の情報のうち、弾道ミサイル情報や、大津  
波警報の11の情報は、システムが自動起動す  
るというふうになっておるようだけれども、

残りの情報で、宿毛市が自動起動に設定しているものはあるでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市で受信した場合に、自動起動される情報についての御質問でございます。

議員御指摘のJアラートを自動起動させる11の情報には、消防庁の全国瞬時警報システム業務規程によりまして、弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報、噴火警報、噴火速報、気象等の特別警報がございます。

このうち、宿毛市においては、火山がなく、緊急情報として知らせる必要がないことから、噴火警報と噴火速報の二つについては、自動起動しない設定としているところでございます。

また、これら以外に、宿毛市においては、津波注意報について、自動起動する情報として登録しておりますので、合計10の情報について、Jアラートの自動起動放送が流れることとなっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 11のうち一つ、火山関係のやつはないというんですが、確かに高知県宿毛も、この火山については影響のないところですけども、私は全国の情報として、周知してもいいんじゃないかなとは思いますが、これは私の個人的な所見でございます。

ここからは弾道ミサイルに限定して、質問を行いますけれども、政府が弾道ミサイルに関して流す内容は、どのような内容になってますでしょうか、お教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

北朝鮮の弾道ミサイル情報の内容についての

御質問でございます。

まず、弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイルが発射された旨の情報が伝達され、避難を呼びかけることとなっております。

その後、弾道ミサイルが日本の領土、領海に落下する可能性がある場合には、引き続き、避難を呼びかけるとともに、領土、領海への落下後は、落下場所等の情報についてもお知らせするものとなっております。

さらに、日本の上空を通過した場合は、ミサイル通過情報が、また日本の領海外の海域に落下した場合は、落下場所等についての情報が、それぞれ伝達されることとなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 3対があるというふうな内容でございますけれども、警報は、聞くだけでは意味を成しません。日本の領土、領海に着弾する可能性があると判断した場合には、続報として、屋内避難の呼びかけを行うということになってはいますが、具体的には、市民としては、どのような行動をとればよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

弾道ミサイル情報の伝達を受けて、市民の方がとるべき行動についてでございますが、国民保護ポータルサイトや、市のホームページでも啓発しておりますが、メッセージが流れましたら、まずは落ちついて行動していただきたいと思えます。

その上で、屋外にいる場合は、できる限り頑丈な建物や、地下街や、施設があれば地下に避難する。屋内にいる場合は、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る、

という行動をとっていただきたいと考えております。

また、近くにミサイルが落下した場合で、屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチなどで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内、または風上へ避難する。屋内の場合は、換気扇などをとめ、窓を閉め、目張りをして室内を密閉するなどの対応をとっていただきたいと考えております。

議員御指摘のとおり、昨今は北朝鮮情勢が不安定になっておりますので、宿毛市におきましても、市民の皆様へ弾道ミサイル落下時にとるべき行動についての文書を、5月1日付で各戸へ回覧するとともに、ホームページへ掲載を行っており、周知啓発に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 今の対処方法が、一番理解していただければならないところだろうと思いますので、私のほうからも、市長が申された後、もう一度述べさせてもらいますけれども、屋内避難の呼びかけがあれば、直ちに近くの建物や、都市に出向いている場合は、地下街等に避難し、窓から離れる。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ、頭部を守るようにすると。これが政府が指導している内容だというふうに理解しております。

どちらかというと、何かあったら、もう地面に伏せて頭を守るということしか、取り得ないのではないかなというような感じがしますが、ここだけは、皆さんよく理解しておいてもらえたらなというふうに思います。

最後に、もう一つ、市のシステム以外にも、携帯電話等で受信できるのでしょうか。その仕組みを教えてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

緊急情報の伝達に当たり、市のシステム以外で、携帯電話での情報が受信できるかということだと思えます。

Jアラートからの情報を、NTTドコモやau、そしてソフトバンクなどが受信した場合は、自動的にスマートフォンや携帯電話に、エリアメールや、緊急速報メールといった形で、即時に文字情報が配信される、そういったことになっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 先ほど、高倉議員の、聴覚障害者に対する配慮ということで、これはタイムリーな内容になるのだと思えますけれどもね。

文字情報が出ますので、携帯電話での備えというのも、皆さん十分、承知しておいてもらいたいなと思っております。

北朝鮮からのミサイルの飛翔時間、これは近い、鳥取とかの辺は8分ぐらいだと言われているんですね。遠いところで15分。

日本の監視システムはどうなっているかというと、情報監視衛星が4機回っているんですけども、低軌道衛星ですので、定点静止衛星じゃないですね。だから、4機で1日1回、大体1時間ぐらいしか見れないわけです。1日の中でも。

イージスシステムが、北に向いて張りついていたとしても、これ発射を予報するのは極めて難しいんじゃないかなと、私は思っております、どうもこのあたりの感じがぬぐえませんが。

しかし、Jアラートとして、こういうシステムを政府が組み込んでいるのでありますので、市民の皆さんも我々も、これのJアラートに対する取り組みというものは、もう少し心を込め

てやったほうがいいなと思っておりますので、あえて質問させていただきました。

質問を移りますが、次に、福祉タクシーと介護タクシーについて、ガラッと変わりますけれども、質問させていただきます。

高知県は、高齢化率で全国第2位であります。宿毛市もかなりの高齢化率になってきているものと思います。

国は、養護施設の充実もさることながら、できるだけ自宅療養、あるいは自宅介護という方針を打ち出しているというふうに思います。

そのためには、タウンモビリティ、私も勉強しながら、初めて理解したんですけれども、タウンモビリティというそうなんですけれども、たとえ障害があっても、あるいは高齢になっても、自由に商店街へ出かけられることを支援する、今後の体制整備に視野を振り向ける必要があるように思います。

コミュニティバスも、その一環であろうというふうに思っていますが、ひとりで乗りおりできない方は利用できません。

質問に入っていきますが、まず、介護タクシーと福祉タクシーの違いを説明していただけますか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

介護タクシーと福祉タクシーの違いについてでございます。

一番大きな違いは、介護タクシーは、利用する際にタクシーの乗降介助のほか、居宅に入っの身体的介助や、病院でのつき添いなどの介助を受けることができまして、その介助に対する利用料金に、介護保険の適用を受けることができることです。

そのため、事業者には、自動車の二種免許のほか、介護職員初任者研修の資格を有していることが条件となっているところでございます。

詳しく説明させていただくと、介護保険法が適用される介護タクシーは、介護保険法の要介護1以上の認定を受け、在宅で生活されている方を利用対象にしており、主に病院への通院や介護施設への通所等を目的として、福祉車両等を使用して、運送を行っているタクシーです。

ただし、ケアマネジャーが作成するケアプランに、タクシーのサービス利用が必要である旨の記載が必要となるなど、利用者や利用目的が限定されます。

一方、福祉タクシーは、介護保険法の要支援や要介護の認定を受けている方や、身体障害者手帳の交付を受けている方。身体的、精神的な障害を有する等により、単独でタクシーや公共交通機関を利用できない方を利用対象にしておりますが、利用目的は限定されておらず、福祉車両等を使用している運送を行っているタクシーのことであります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） そこで、宿毛の現状としては、営業台数と高齢者数というよりは、現在のニーズとの適合性、マッチングしておるのでしょうか。現状をお知らせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市において、福祉タクシーの台数は、ニーズに適合しているかということでございます。

平成29年4月1日時点の住民基本台帳では、宿毛市における65歳以上の方は、7,443人で、そのうち介護認定を受けられている方は、1,147人です。

また、障害者手帳を受けられている方は、身体、知的、精神等の種別を合わせると、1,690人の方がおられます。

福祉タクシーにつきましては、高知運輸支局に確認したところ、宿毛市内では、福祉輸送事



業限定の許可を受けている事業所が7社あります。現在、平成30年度からの第7期宿毛市介護保険事業計画の策定に向け、65歳以上の方を対象に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しており、その調査の中で、日常生活における交通手段や、タクシー利用についての実態や、ニーズを把握することとしておりますので、現状でニーズに適合しているかどうかを、明確にお答えすることは難しい状況であります。

なお、調査結果を、今年度中にまとめる予定としておりますので、結果がまとまれば、一定、把握できる予定となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ありがとうございます。

結果に応じた対応を、いかにとるかということが、今後の課題だろうと思っておりますけれども。

次に質問しようと思った内容等も、実はお答えをいただいたところもでございますので、最後に再質問の一環として、先ほど、横文字のタウンモビリティの視点から、仮に市の財政が潤沢なら、淡路市のとっているように、福祉タクシーへの利用助成をしていくことも、検討に値すると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

市の財政が潤沢なら、淡路市のようにタクシーの利用助成をするつもりはないかとの御質問でございます。

淡路市のほうは、福祉タクシーの乗車料金の半額補助をしているということのようでございます。先ほど、答弁させていただいたところもでございますが、高齢者のほうで、介護タクシー

をどの程度利用しているのか、またどの程度、負担を行っているかなど、状況が把握できておりませんが、現在、実施している調査結果をもとに、今後、一定の需要や、ニーズ把握ができる予定になっているところでございます。

仮に財政状況が潤沢であれば、より子育てや福祉サービスの充実を図っていくことができると思いますが、現状では、本市の財政状況は依然として厳しく、今後も大型の建設事業など、さまざまな行政課題を抱える中で、多くの予算が必要となることが想定されているところでございます。

そういったことでございますので、今後も財政状況を見ながら、優先順位をつけ、取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ここからが私が言いたいところなんですけれども。

いずれにせよ、自衛隊誘致が実現すれば、人口増だけでなく、基地交付金、周辺対策事業等で財政運営にも余裕が生まれまして、この種の福祉事業にも反映できるんでないかと、大いに期待しているところであります。

次に、空き家対策について、質問させていただきます。

特別措置法が施行されまして、ちょうど1年が経過しました。昨年12月議会でのおさらいを兼ねまして、空き家対策についてお尋ねします。

現在、把握しておられます空き家の最新の数値、あるいはトレンドについてお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

空き家調査の現状と、進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず、調査の現状として、環境課が所管する空き家実態調査は、4月28日時点で完了し、調査における宿毛市全体の空き家総数は、1,238件となっております。

また、調査結果のうち、老朽度、危険度はAランクからEランクまで5段階あり、不良度判定の合計点が100点を超える老朽度、危険度が高い空き家は、最も高い段階のEランクが61件、続いてDランクが33件となっております。

現在、Eランクの空き家の所有者調査を行っておりまして、今後、段階別に、随時、所有者の調査を行いたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） かなりの数の空き家があるということで、しかも老朽化については、早々に取り組む必要があるような内容になろうかとは思いますが、そこら辺、よろしく願います。

今議会で報告していただいた繰越明許費について、質疑のような話になりますが、質問させてもらいます。

空き家対策にかかわる衛生費、土木費が繰越しとなっておりますけれども、空き家対策事業の進捗状況との関連はいかがになっておりますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

平成28年度の空き家対策事業は、実態把握調査費、除却事業費補助金、移住促進住宅改修工事費の三つの事業を予算化しておりました。

このうち、移住促進住宅改修工事は、年度内

完了をしましたが、実態把握調査及び除却事業費補助につきましては、年度内完了が困難となりまして、平成29年度事業へ繰越しさせていただきました。

理由といたしましては、実態把握調査は、高知県の上乗せ補助が、昨年11月に追加されたこと、及び関係者等との調整に予想以上に期間を要したことによる調査開始時期のおくれから、年度内に事業を完了できなかったため、全額を繰越ししましたが、先ほども申し上げましたとおり、既に調査が完了しているところでございます。

また、除却事業につきましては、申請の見込み件数に補助上限額を乗じた額を予算計上しておりまして、平成28年度の当初予算においては、見込み件数を6件。この6件に補助上限額160万円を乗じた960万円を予算計上しておりました。

しかしながら、補助対象になった建物、建築物の中には、小規模で補助額が100万円未満のものもあり、結果といたしまして、件数が7件、補助合計額が813万8,000円となり、残った予算を繰越すこととなりました。

過去の実績では、1回の募集期間で7件程度の申請があり、1件当たりの申請額は小規模な30万円程度のものから、補助上限額の160万円になるものまでございます。

見込額を少なく見積もりしますと、交付決定できないものが出てきますので、事業を推進していくためには、一定の予算確保が必要だと認識しているところでございます。

なお、繰越予算につきましては、5月1日から6月30日までの募集期間で申請を受け付けているところでございまして、早期の予算執行に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番(山本 英君) 特別措置法の6条では、空き家対策計画をつくることができるというふうになっていまして、担当課から拝読させていただきました。極めてよくできているなという感じで読んだんですけども。

最も細心の注意を払うべき特定空き家に関する判定、あるいは措置の手続は、関係課長で組織する宿毛市特定空き家等判定委員会で意見を聞いて、市長が判断して、執行するというふうなことになるようですけども、12月にも申しましたとおり、国から出された指針そのものも、かなりフアジーといいですか、抽象的な内容もありまして、より客観性を持たすためには、最終判断の客観性を高めるためには、高知市のように、市議会議員、地域住民、学識経験者等で組織する空き家対策協議会を設置したらどうかと思いますが、再度お尋ねしますが、いかがでしょうか。

○議長(岡崎利久君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えいたします。

現在、空き家等実態調査の成果品に基づき、老朽度、危険度が高い空き家の所有者情報を調査しているところであり、所有者が判明すれば、環境課より所有者に対して、指導や助言を行う予定であります。

一方で、調査結果なども踏まえて、宿毛市空き家等対策計画の見直しを行うとともに、所有者が特定できない空き家の把握や、所有者に対する指導や助言を行いながら、協議会の設置の必要性を検討し、判断したいと、そのように考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長(岡崎利久君) 5番山本 英君。

○5番(山本 英君) 特定空き家に関しては、所有者と、それに対して執行していく。代執行までの手段は残されるわけですけども、そこが極めて利害関係が対立する世界です。

税金を高くするだとか、補助金をなくして、強制的に撤去しなさいという勧告、命令を出す。それでもだめなら代執行するということで、極めて対立軸のある内容になってきます。

より客観性を高める必要があるかと思いますので、ぜひ、協議会については、真摯に御検討をいただきたいなというふうに思っております。

特定空き家については、以上で終わりました、自衛隊誘致について、質問させていただきます。

私の誘致活動への取り組みは、平成25年の宿毛港湾への海上自衛隊潜水艦部隊等の誘致について、これの請願の採択がいまだ有効との判断で、これを根拠にしておりますけれども、市議となって2年がたつ今日、情勢は大きく変わりつつあり、陸海空の3自衛隊を見据えた誘致活動が適当の感を覚えております。

例えば、陸上自衛隊ですけども、南海トラフの地震では、高知方面からのアクセスが非常に困難ということで、松山にあります第14特科隊が南下してくれるというふうなことになっているというふうにお聞きしましたので、議員で誘致特別委員会のメンバーで、本省に出向いたときに、陸幕長に、あらかじめ南からの、松山から南下も困難が予想されるので、あらかじめ幡多地方に駐屯しといてくれないだろうかというふうなことを、のびのびと申し上げてきたところであります。

案の定、松山からの南下も、かなり困難なような見積もりが出てきたということで、最近では、第50普通科連隊、これ4個中隊あるんですけども、そこに1個中隊をふやした5個中隊の重普通科連隊にして、1個中隊を幡多地方に回したらどうかというふうな案も出てきつつあるというやに、側聞しております。

航空自衛隊も、よく見ますと、太平洋岸の四国沖は都井岬、宮崎県になるんですかね、鹿児

島の本近くの都井岬にレーダーサイトがあります。

東のほうと言いますか、北東側はどこかと、次のレーダーサイトはどこかという、潮岬。約200マイルあるんです。

ほかのレーダーサイト間は、例えば串本から御前崎、それから千葉の房総半島の南部というふうに、100マイルぐらいの間隔で防空対策はとられておるんですけども、ここだけ200強あいているんです。通信不感地帯ということで、航空自衛隊も今ノ山に通信機をあげて、通信の不感地帯をなくすということで、今おるんですけども。

どうも、このレーダー監視体制の空きがあるということに対するバックアップ体制をとろうじゃないかという動きができつつあるなという話でございまして、そういう意味では、今ノ山も注目されることになるのではないかなというふうに思っています。

海上自衛隊は、ことしに入って、多数の艦艇を宿毛に寄港させてもらっておりますが、市長等の寄港促進のお願いが功を奏しているやに思いますが、もっとも、本音のところを聞きますと、東北大震災のときに、海上自衛隊は、米軍もお友達作戦で、第7艦隊も助けに入ってくれたんですが、東北地方に入ったんですけども、ほとんど経験のない港に行ったんですね。

経験がないから、どんな環境の港なのかということ余り知ってなくて、非常に立ち上がり、困難を呈したという経験を持っておるわけです。

したがいまして、呉在泊艦艇は、少なくとも宿毛湾はよく、南海トラフに備えてファミリアライズしとけという指導があったやに聞きました。

そういう意味では、阪神・淡路大震災のときには、神戸に阪神基地隊という海上自衛隊の基地隊がございましてけれども、相当、地震ではや

られたんですが、その後の阪神地方に対する海上自衛隊の物資輸送の拠点になっています。

そういう意味では、何もないと、難しいと思いますので、海上自衛隊の前進待機基地ぐらいの規模でつくってもらえれば、このアクセスではしやすくなりますので、非常に、一つの流れとしては、いい方向に向かっているなというふうに思っております。

単に防災に限りませんで、東シナ海を眺めたときの地政学的優位性は、宿毛には十分にありますので、今後は、海上自衛隊誘致の話から、自衛隊誘致に活動の幅を広げていくべきだと、私は思っております。個人的な所見ですが。

市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

海上自衛隊のみだけではなく、陸上自衛隊、航空自衛隊も視野に入れた誘致活動についての質問でございます。

宿毛市を含むこの四国西南地域は、近い将来、予測されている南海地震発災時は、陸上自衛隊第50普通科連隊から1個中隊が派遣されることとなっておりますが、以前行われました図上演習では、道路決壊等により、派遣に2日から3日を要することが判明しているところでございます。

質問議員が言われます香南市の第50普通科連隊の1個中隊を、あらかじめ幡多地域に駐屯させることも検討しているとのお話は、私も初めて聞く話ではございますが、実現すれば、幡多地域においても、大規模災害発災直後から、救助活動など、迅速な対応が期待され、本地域に住まわれている方々にとっても、大きな安心感につながるものではないかというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、自衛隊を誘致することで、防災対策や地域経済の活性化、さらに

は本市の大きな課題でもあります人口減少対策にもつながるものと考えておりますので、今後も関係機関と連携を図りながら、国の動向を注視しつつ、引き続き、積極的に要望活動や情報収集等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 余談になりますけれども、幡多全域で誘致活動をしようじゃないかという話も、ちょくちょく出ておりますが、まずは宿毛市が一枚岩になった体制でぶつかるべきだと、私は思っております。

そして、周辺の市町村の、愛南町も含めた皆様方に、宿毛市の取り組みを御説明しつつ、一緒にやりませんかという共同作業を提案していくのが筋だろうと思います。

昔、日英同盟というのがあったのを御存じですか。1902年に日本とイギリスが同盟を結んで、日英同盟、これは日露戦争のときに、大いにイギリスが助けてくれたという経緯がございます。バルチック艦隊の統制に支障が来すようなことを、英国が各港、港でやってくれて、非常に裨益して、日本海に入ってきたところを、東郷平八郎率いる連合艦隊が、これを撃破したんですね。

そういうような日英同盟が厳然と続いたわけですけれども、その後、アメリカの策動でフランス、アメリカが入った4カ国同盟になったんです。

数がふえると、責任の所在がはっきりしなくなって、この4カ国同盟は雲散霧消しました。

それが示すとおり、まず共同にするにしても、自分たちが中核になるというふうな気概をもってやっていく必要があるなというふうに思います。

そこで、今、防衛省が一番誘致活動で着目し

ているのは、奈良県です。県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会という名前で、奈良県は動いております。組織としては、奈良県、五條市及び県南の3町8村で組織されております。

知事は顧問、推進協議会の会長は、五條市長です。これが、最も今、活性化した誘致活動だと、防衛省のほうでも評価しておられるようですが、このような組織をどう思われますでしょうか、市長の御所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

奈良県の、先ほど言われた協議会について、どう思われるかということでございます。

奈良県の組織につきましては、奈良県は全国の都道府県で唯一、陸上自衛隊の駐屯地がないということから、組織の名前にもありますように、陸上自衛隊駐屯地の誘致という明確な目的があり、奈良県、そして五條市及び県南部の3町8村で設立されたものと認識をしているところでございます。

本市におきましては、松浦議員の一般質問でもお答えしましたとおり、現時点におきましては、どういったものを誘致できるのか、どのようなものが来るのか、そういった具体的な内容は全くの白紙でございますので、近隣自治体に説明ができる状況ではございませんが、今後におきましては、動向やタイミングを見定めながら、組織の設立も検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ぜひ、あり方検討については、市民の皆様と一緒にやって、宿毛も取り組んでいきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

最後に、今から私、個人的な所見として、取

り組んできた活動を述べて御所見をいただきましたいなと思っております。

その前に、ちょっとだけ、50普通科連隊の5個中隊が来ることになってたのを、図演で二、三日かかるというような話があって、どうのこのという御説明をいただきましたけれども。高知市の被害想定の中、須崎もやられている。それから、こっちが、交通手段もずたずたというところで、幡多地区を目指して、1個中隊が陸上を移動してくるわけがないでしょう。もう高知市で手いっぱいですよ。700人ぐらいだったら。

だから、そこはもう期待できないというふうに、私は認識しているんです。だから、あらかじめ来ておいてもらいたいというのが、我々の要望になっていくのではないかという話です。

横目で、やられている高知の人たちを見ながら、陸上自衛隊が動けるわけがないですね。よくよく考えてみたら、そういうことになりませんか。

だから、そこら辺は、我々の要望のあり方も、よくよく考えていかなきゃいけないというふうに思っています。

2年間が進みまして、議員活動になりまして、どれぐらい、やってきたことをかいつまんで申しますと、50普通科連隊の誘致に成功した香南市に、2度伺いました。誘致活動の実際、どんなような活動をされてましたのかということをお勉強させていただいたと同時に、百利あって一害なしの実態も教えていただきました。

また、昨年、一昨年と、掃海部隊の現役とOBの集いのところに参加させていただきましたけれども、この部隊が、島嶼奪還の中心部隊なんです。それがために、海上自衛隊は輸送艦3隻、時々宿毛にも入ってくれましたね。エルキヤックを積んでいるやつです。あれも、この掃海部隊の配下に入りました。

それから防衛白書等お読みになられていると思いますが、新30DDという新しい護衛艦をつくらうとしています。これは喫水3.5メートルぐらいということです。ボートにも十分入れるというふうなものですけれども、護衛艦です。

これも、島嶼奪還作戦の一環として、この掃海隊群司令の配下に入るといふような流れになっております。

私は、海上自衛隊の中では、南西諸島の防衛に不可欠なこの部隊が、非常に地政学的に、宿毛に合っているなということで、着目しているところでございます。

さらに、昨年度は有志議員、及び誘致調査特別委員会の一員として、2度にわたり呉総監を表敬し、呉からも業務計画要望として、前進基地的なものをつくってくれというような要望を、海幕のほうに出してくれないだろうかというふうに、呉総監に働きかけました。

それから、今年の11月には、同僚議員と知事へ、そして12月には県会議長へと、宿毛への支援要請を行い、先月には本県選出の国会議員の御支援を得て、本丸の防衛省の事務次官、担当局長を初め、統幕、陸幕、海幕と回らせていただきました。

議会としては、順調に活動の幅を、区域を広げていると認識しているところで、私個人では、非常に手応えがあるなというふうな感じを持っているところでございます。

議会の活動に関し、御所見等ございましたら、あるいは御指導等ございましたら、お答え願います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自衛隊への要望活動につきましては、これまでも市議会、商工会議所と一体となって取り組

みを進めてきたところでございます。そういった形の中で、いろいろとお力をかりているところでございます。

今後におきましても、これまでと同様に、執行部と議会が一体となって取り組んでまいりたい、そのように考えておりますので、議員の皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 力強いお答えをいただきました。我々議員も、執行部と一緒に、この活動に邁進していきたいというふうに思っております。

教育長、回答わかりましたかね。

また追って勉強会を開きましょう。

質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時21分 休憩

-----

午後 2時35分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 7番、山上でございます。

もう皆さん、睡魔にかなり襲われているんじゃないかと思います。私の質問そのものも、睡眠を増強するかもしれませんが、きょうは多分、私の質問が最後になろうかと思いますが、1項目5分程度と思っております。

通告書にもありますように、3項目ですので、計算したらすぐわかりますけれども、余り時間かからないと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1項目めでございます。鳥の鵜につい

ての質問でございます。

先日の高新一夕刊にも、鵜に関する記事が出ておりましたけれども、市内でも、一島におきまして、鵜のコロニーができておきまして、生息数も相当の数にのぼっているようでございます。木々がふんで真白くなっているような状況が、見てとれております。

自然の生態系や植生に与える影響もあるようでして、一部では、土砂崩れというようなことも起こったりしたのを目撃したことがございます。

このような状況もさることながら、漁業への影響が懸念されますけれども、このようなことにつきまして、市長はどのように認識されているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

鵜は、日本全国に広く生息しているというふうに聞いております。河川の改修工事や、干潟の埋め立てなどによる環境の変化から、昭和40年代に個体数が急激に減少したようですが、近年は個体数が増加しているところでもございます。

宿毛市では、咸陽島に集団繁殖地、さっきコロニーというお話がありましたが、集団繁殖地が形成されていりましたが、平成21年ころからは、松田川河口の一島に新たに繁殖地が形成されておきまして、日本野鳥の会の調査では、多い年には1,000羽以上の鵜が、一島で確認されております。

そういった状況ではあります、平成28年には、279個体の確認となっております、減少傾向にあると思われま。

漁業への影響についてですが、水産資源は年変動が多いこともあり、鵜に起因する漁業被害の把握はできておりません。魚類養殖では、ブ

リやマダイの稚魚が鵜に補食されるため、ふた網などを設置し、鵜から被害を防いでいる状況だというふうに聞いております。

なお、15年ぐらい前の話にはなりますが、私自身も、それ以前、六、七年ほど漁業のほうに従事しておりました。このときは、ちょうど鵜が繁殖地として咸陽島にいたころだと思いますが、非常に鵜の被害に養殖業者が悩んでいたというのは、実情として自分も身を持って経験をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 再質問になりますけれども、鵜の被害の実態を明らかにする必要があるのではないかと思います。

被害の状況は、農作物だと、割と目に見えて、動物にやられたというようなことは、目に見えて確認できるんですけども、どうも海のほうの被害というのは、認識するのは困難性があると思います。

それでも、食物連鎖の観点からは、漁業に相当な影響があるのではないかと思います。その辺のところは、どのように捉えておられるのでしょうか、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

鵜は高い潜水能力を持っておりまして、私も先ほど言ったように、海で仕事をしていたときには、深さ18メートルぐらいの小割の下に見て、鵜が頭を突っ込んで死んでいるというのを見て、びっくりしたところもありました。

海では、ボラやコノシロ、河川では、アユやウグイ、ブラックバスなど、さまざまな魚を補食しているというふうに聞いております。

また、決まった餌場で魚を補食する傾向が強いことから、特に内水面漁協では、アユやウナ

ギへの影響を考慮し、カワウの駆除を実施しているようでございます。

平成28年度には、県全体で875羽の駆除を行っています。しかし、一島のような集団繁殖地を不用意に駆除することは、鵜を分散させることにつながり、また新たな集団繁殖地が形成されるなどの影響が拡大する可能性があるため、駆除などの被害防止策、そういった駆除を含めた被害防止策を講じる場合には、広域で連携して実施する必要があるかと考えているところでございます。

今後、関係機関と連携を図りながら、効果的な対策方法などの情報収集に努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 今回の件につきまして、問題提起のつもりで質問させていただきました。それでも、1羽の鵜の補食する魚の量は、1日500グラム、1羽がとる量ですね、500グラムぐらいあるそうございまして、そうしますと、仮に一島に300羽の鵜が生息しているということを仮定しますと、年間50トンを超える魚が補食されていることになるわけです。

先ほど言いましたけれども、先日の高知の夕刊にも、ドローンを使ったり、ドライアイスを使って退治をしているというような記事が出ておりましたけれども、今後は高知県などと連携しながら、調査とともに、それに基づきまして、対策を講じていただければというふうに思っております。

次にまいります。

次の質問ですが、直七の生産拡大のために、栽培面積の拡大について、お伺いします。

栽培面積も、一定の割合で増加しているようですけども、まだ十分というところにはなっ



ていないように聞いております。

そこで、増加をしております耕作放棄地を積極的に活用して、直七の作付をするようにしてはどうかと思いますが、現に、大島の桜公園では、耕作放棄地を借りて桜を植えているところも少なくないようですので、直七の生産拡大に、その辺のお考えはありませんでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

耕作放棄地につきましては、農業の担い手不足や土地持ち非農家の増加などの社会的要因によるもの、また用水が入らない、機械が入らない、鳥獣被害がひどいなどの環境的要因によるものなど、農地それぞれに耕作を放棄した経緯があるところでございます。

このため、土地の権利関係や、耕作を放棄した経緯、所有者の意思等を考えた場合、市が積極的にそれらを直七畑にしていくことは、現状では難しいと考えているところでもございます。

市におきましては、平成27年度から、地方創生事業において、直七産地化推進事業に取り組んでおり、この事業は、生産拡大はもちろん、耕作放棄地の利活用も主たる目的でありまして、希望者の方々に苗木を配布し、育ててもらうことで、耕作放棄地の解消に努めているところでございます。

鳥獣被害が確認される農地につきましては、被害を軽減するための防護柵を配布することにより、市内の耕作放棄地の活用を促す施策に取り組んでいるところでもございます。

耕作放棄地の活用や、直七の収穫量の拡大は、市としても取り組んでいくべき課題と認識しておりますので、今後も国や県の動向を注視する中、有利な制度等の活用にも努めていきたいと考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 再質問をさせていただきます。

直七のまちをアピールするためには、公共空間に植栽してもいいのではないかというふうに思います。

例えば公園であるとか、施設の緑化区分についてであります。都市によっては、街路樹をリンゴにしているとか、それとか、レモンを街路樹にしているところもあつたりします。

このようにすると、子供たちにも直七を身近に感じてもらえるようになりますし、宿毛に来られた方にも、直七のまちであるというようなことが、PRできるのではないかというふうに思います。

そこでひとつ提案なんですけれども、高砂の下水処理場の北側に、未利用地といいますか、結構広い土地がありますが、そんなところを、緑化を図ることとあわせて、直七の植栽を試みてはどうかと思いますけれども、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

公園や街路樹、または少し広いところというお話だと思いますので、少し分けながら答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどお答えしましたように、現在行っている地方創生事業におきまして、本市は、直七の苗木配布を行っております。こういった中で、委託業者から苗木の確保に苦慮していると聞いていただいております。公有地へ植栽する苗木の、これ以上の増産も、すぐには難しいというふうに聞いていただいております。

ふやしていかないといけないということは、いろいろ努力はしております。

また、直七の栽培は、他のかんきつと比較し

て手間がかからないとはいえ、農薬散布や施肥などの管理は必要となります。公有地での栽培を行い、さらに商品として、出荷できる品質を求めるとなると、専門職員を配置するか、外注するかということになりますが、いずれにしろ、職員配置や、財政面から見ても、市が直接実施することは難しい状況であります。

しかし、もう1点御提案のありました、公園であるとか、また市役所玄関横、こういったところなど、小規模で比較的人通りが多い、そういった場所へ、直七を植栽することは、産地PRとしては、有効であるというふうに考えておりますので、今後、検討してまいりたいというふうに思っておりますし、また機会を見て、ぜひ植えていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 先ほど、直七は農薬散布とかというような話がありますけれども、馬路村のユズは、無農薬で、有機栽培でということ売りの一つにしているわけです。

それでできているのが、例の「ごっくん馬路村」ということでございますけれども、直七も、その辺は参考にしていただけたらというふうに思います。

その意味で、先ほど言いました下水処理場の北側を実験的にやっていただけたらというふうには思っておりますけれども、なかなか市の財政状況からは難しいというお話ですけれども、その意味で、農業法人を設立して、耕作放棄地などへの作付等、それらを一元管理していくようなことも、今後検討していくべきではないかと思っておりますので、その辺も含めて、御検討をいただければというふうに思います。

続きまして、次の質問に移らさせていただきます。

最後の質問です。

3項目め、大島橋のかけかえについてでございます。

この案件は、私のライフワークの一つとしておりますので、これからも機会あるごとに質問などを続けていきたいと思っております。

この件につきましては、宮本議員からも、前回の3月議会で質問がされておりますが、そのとき市長の答弁は、橋の重要性は十分認識しているということでありまして、それに関連して、超音波探査ですかね、これを実施すると答弁されておりましたが、いつごろ実施されるんでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

超音波探査の実施時期についてですが、業務の発注時期といたしましては、今年度の発注計画で第二・四半期、7月から9月というところでございます。これを予定しております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 7月から9月までの期間に発注するというところでございますけれども、超音波探査を実施するためには、どのぐらいの費用がかかるのでしょうか。概算で結構ですけれども、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

概算で、約200万円となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 超音波探査に200万円ということで、アバウトですけれども、200万円ということでございますけれども、そのお金を、かけかえのための詳細設計に回したほ

うがいいのではないかと思います。

既に、大島橋は予備設計を終わっているわけですので、緊急防災減災事業が利用できる間に、かけかえを実施すべきではないかと思っております。

そのためにも、超音波探査の費用を、設計費に回して、早目に詳細設計に係る考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

調査費を設計費のほうに回してはどうかということですが、昨年の近接目視点検の結果は、緊急性の高い損傷及び変状は見られなかったため、緊急措置が必要な段階ではなく、現時点で詳細設計をするつもりはございません。そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 3月議会で宮本議員から指摘がありましたが、緊急防災減災事業費を活用して、かけかえを検討したいとのことでしたが、現状の大島橋については、事業の採択要件を満たすかどうか、この辺について、御説明をお願いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、詳細設計を現時点ではするつもりはございませんというお話をさせていただきました。

しかし、鋼管橋脚の厚みの確認までは、近接目視で点検ができておりませんでしたので、安全確保に万全を期すために、超音波検査を実施するというところでございます。少しつけ加えておきたいと思っております。

緊急防災減災事業債制度についてですが、事

業対象期間は平成32年度まででありまして、調査の結果、健全性が低く、かけかえの必要がある場合の工程を想定すると、今回の調査で、必要だということでありまして、平成30年度に、詳細設計、平成31年度に公有水面埋立協議が必須で、平成32年度の1年間では、工事を完成することができない状況だというふうに思っております。

そのため、事業実施の際の財源といたしましては、現在の計画事業である防災安全交付金事業にて、補助金の要望をしていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 今の市長の答弁をお伺いすると、緊急防災事業には、期間的に間に合わないというようなことで、採択要件に合致しないというふうに聞こえましたが、そうであれば、防災安全交付事業、これの起債充当率とか、交付税措置はどのようになっているのかということ、ちょっとお示しいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

もし間違っていれば、また後で担当課のほうから、修正をよろしくお願いをいたします。

先ほど、緊急防災減災事業債ということですが、要件といいますか、期間的にちょっと難しいだろうということございまして、先ほど、私のほうが補助金の要望をしていきたいということで提案させていただいております。

防災安全交付金につきましては、国費が59.4%、それで残りの起債充当率は90%となっております。その起債充当率に対して、交付税措置が22%ありますので、最終的には、全てを足して67.5%程度の返りがあるという

か、まずもって国費で59.4%がありますが、これを足して67.5%程度だというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 今の御答弁聞きますと、防災減災事業債のほうが、ちょっと有利かなというふうには思いますけれども、期間的にちょっと難しいということでございますので、いたし方ないのかもしれませんが。

調査そのものを否定するわけではありません。調査をするのであれば、もう少しジョイント部分の凹凸も、改善する必要があるのではないかというふうに思います。

といいますのは、車が走行しますと、やっぱりバウンドしますので、多分、衝撃荷重が発生するだろうというふうに想定されますので、それが橋にも、多少ダメージを与えているのではないかというふうに思いますので、その辺も含めて検討をされるべきだというふうに思います。

それにしても、何はともあれ、早急なかけかえをすべきであるということを申し上げまして、私の質問を終わります。

済みません、15分を過ぎました。以上でございます、ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時58分 延会

平成29年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成29年6月20日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副 市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時04分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

本日まで陳情1件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、一般質問を行います。

おはようございます。久々にここに立ったような気がします。

私も議員生活、結構長くなりまして、いろいろところで一般質問の材料というか、どういうことを聞こうかということで、市内をいろいろと見回してきました。

今回、2問お聞きをするわけですが、1問目につきましては、市長もこの議場に、議員としておられたときに、議決をした事項であります。伝馬船について、まずお聞きをしたいと思います。

これは、元市長がグリーンツーリズムであるとか、ブルーツーリズムという、体験型の旅行が全国で取り入れられて、宿毛市も積極的に、それに取り組もうというところから、伝馬船を利用した体験型観光というのをやっていこうということから始まったというふうに記憶をしますが、建造から、船というか、釣りいかだと棧橋と、3点セットで導入をしたというふうに

も記憶していますが、現在、この伝馬船、そして釣りいかだ、棧橋がどのような形で利用されているのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

伝馬船についてでございます。

伝馬船を建造してからの利用状況につきましては、平成23年度に4回、平成27年度、平成28年度に、それぞれ1回ずつと、計6回の利用があり、合計で97の方が利用されている状況でございます。

内容につきましては、揖斐川小学校と、本市の大島小学校の交流事業や、日本生命野球部が合宿中のトレーニングなどで利用されておりまして、最近では、本市と友好交流協定を締結しております岐阜県北方町教育委員会が実施する、親子交流事業の漁業体験で、利用をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 計6回の97名ということで、当初の目的からいけば、ちょっと的外れと言うか、残念な結果になっているんじゃないかなというふうに思いますが。

現在、この施設というか、先ほど言いました、船といかだと棧橋というものが、どのような形で管理をされているのかについても、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

伝馬船の管理につきましては、観光振興及び地域振興を促進する目的で、宿毛市観光協会に伝馬船3隻、釣りいかだ1基、いかだ棧橋1基

の貸し出しを行い、管理をしていただいているところでございます。

場所につきましては、栄喜漁港に設置及び保管している状況でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 観光協会に委託をして、栄喜漁港で管理をしているというふうにお聞きをいたしました。

この形、なかなか市が直接ということにもならんとは思いますが、木造船ですので、どうも、それこそグーグルアースで見ると、陸の上にあげて、シートをかぶせたままでいるというのが、タブレットのほうでも見えるぐらいのものでございますが、いかだ棧橋も同様に、見えるような状態ですが、10年ということになると、これから、船であれば、陸の上にあげていけばびびも入ってくるし、そのまま、いきなり浮かべると、浸水して沈んでしまうんじゃないかというような心配もします。

これ、多分、保険をかけるのに、船検というか、保険もかけているというふうに思いますが、それに対しても、経費もかかっているというふうに思います。

釣りのいかだについても、先ほど6回の利用と聞きましたが、この中に、いかだの利用については、多分出てきてないので、ほとんど利用されていないんじゃないかというふうに思いますが、このいかだについても、当然、海の上にはこれは浮かべたままになってますので、鉄であればさびてくるし、手すり等がついていれば、そのさびによって危険度も増してくるんじゃないか。これから先、台風であつたりとか、地震、津波等のことがあった場合には、このいかだが浮かべられていることによって、二次的な災害が生まれてくる可能性もある。そうなると、当然、設置者は市になると思うので、このことについては、しっかりと管理がなされている

べきやないかというふうに思うんですが、今後の管理をどのようにしていくのか、これについて、執行部の考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどお答えしたように、地域振興と観光振興を目的といたしまして、宿毛市観光協会のほうに管理をしていただいている状況でございます。

ただ、観光協会に任せているので、市は知らないよという話ではございませんので、その管理状況等も、また改めて確認をしておきたい、そのように思っているところでございます。

なお、台風とか、そういったことも含めまして、しっかりと管理をしていただけている状況であるというふうには感じておりますが、その地震等の津波に関しましては、そのほかの漁船であるとか、いろんな部分を含めて、想定し切れないところもありますし、その点に関しましては、また協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 管理については、そうだと思うんですよ。そうあるべきです。ただ、これから先、このような利用状況が爆発的に改善をするということについては、なかなか疑問符がつくんじゃないかというふうに思うんですが。

例えば、市が今の形で所有するというのではなくて、売却であるとか、無償でどこかに提供するであるとか、ということもひとつ視野に入れた形で、今後の利用というか、有効な利活用について、検討していくべきではないか。このままで、ずっと市が所有をし続けて、観光協会に管理委託をして、栄喜の港に置くという形



で管理をするのか、ひょっとしたら、有効に利用する市内の、例えば団体であるとかいうのがあれば、そういうところに引き取っていただくということも、選択肢の中に入れた中で、検討したらどうかというふうに思うんですが、このことについて、執行部のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重なる部分もございますが、伝馬船の利用につきましては、宿毛市観光協会や幡多広域観光協議会と連携をして、教育旅行における体験型メニューの開発等に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

ただ、議員御指摘の点も含めまして、有効活用する方法について、今後、模索をしていかなければならないというふうに考えております。

ただ、先ほど来、申しておりますが、観光振興を目的に、補助金を利用する中でつくっておりますので、何にでも使っていただけるというふうには考えておりませんので、そのあたりも含めまして、例えば今の宿毛市の観光協会以外で利用されたいという方がおられましたら、そういった方のお話を聞きながら、さらに検討していきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 先ほど言いましたように、私が議員になってから長い時間がたったんですが、議員になった当初、2万5,000人ぐらいの人口が宿毛市にいました。今、統計上でいくと、2万1,000人をちょっと超したぐらいというふうに出ていますが、実際、住所を置きながら、市外、県外で勉強している子

供たちがたくさんいるというふうに思いますので、そういう人たちのカウントを外せば、2万人を切った人しか生活をしていないんじゃないかというふうに思います。

そういうところを考えると、やはりそのときの時代に合った政策の進め方をすべきではないかというふうに思います。

この伝馬船にかかわらず、これまで行政がいろいろなところでやってきた政策について、当然、行政の継続性というのがありますので、このときにつくったのを、新しい市長がそのことをやめるとか、ひっくり返すというようなものではありませんので、より有効な形で利用していくということを考えて、全体の見直しというもの、ある程度のところでかけていくべきではないかというふうに思いますので、その部分の検討を、これからもよろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、次の2点目、今回私、2問しか通告をしていませんので、いつも以上に早く終わるというふうに考えていますが。

藻津漁港のアクセス道についての整備についてということで、通告をさせていただいています。

この質問につきましては、昨年、第2回定例会において、同僚議員のほうから、同様の質問がなされています。その中で、市長答弁として、最終的には、現ルート以外に、ほかの市道からも通行可能となるような道路の改良を早期に検討していきたいというふうな答弁がなされてますが、市長、この1年間に全く進展がなかったのか、そのあたりのところについて、一度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほど、人口のことについて、御心配

もいただきながら、お話がありました。

平成27年の国勢調査では、2万900人程度ということで、実際、宿毛市で生活されている方々が、2万1,000人を切った状況だというふうに、市長としても認識をしているところでございます。

改めまして、藻津漁協へのアクセス道路の整備について、お答えをさせていただきたいと思っております。

この道路の整備につきましては、昨年3月に松浦議員から質問がありましたが、藻津漁港は、水揚げ量も増加傾向にある上に、漁業後継者も増加しておりまして、今後も持続的な発展が見込める漁港であるとの認識は、今も変わっておりません。

それから、1年間の間にこういったような進展があったかということでございます。

昨年度、検討した4ルートのうち、最短ルートが望ましいとの結論ではありますが、土地建物等の所有権移転が必須でありまして、その可能性を、今、探ってる状況でございます。これに関しましては、地元の方々にも、大変御協力をいただいているところでございまして、宿毛市の水産振興も図る上で、このアクセス道路の整備は喫緊の課題でありますので、所有権移転にめどがついた段階で、市道の改良事業のほか、漁港関連道等の補助事業を活用して、実施していきたいというふうに考えているところでございますが、現在のところは、その土地等のところを、いろいろ探っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 探っているところということなので、なかなかすぐに解消できるような形にも聞こえなかったわけですが、私も、それこそ松浦議員と同様に、水産の関係者ともお話をさせていただきました。

この質問するに当たって、ちょっと話を聞かせていただいたわけですが、特に宿毛湾の漁業関係、湾漁協と藻津漁港、大きく言えば、橘浦と、3漁協あるようですが、その3漁協、今、非常に良好な関係にあって、できれば養殖魚であったりの搬出について、田ノ浦漁港も、現在、手狭になっている状況もあって、ぜひこの藻津漁港が利用できるのであれば、一緒に利用する形で進めていきたいんだというふうな話もお聞きをいたしました。

現在、田ノ浦の漁港についても、整備の話が進んでいるというふうにも聞いていますが、そこらあたりを考えると、まず、道路の整備さえ終われば、この藻津の漁港についての利用価値というのか、宿毛湾に対しての水産物の搬出ルートとして、有望な港であるというふうに考えます。

その上に、30年か31年に、宿毛湾港、防波堤が完成しますと、商業港として開港になるというふうに認識するんですが、そうになると、漁業関係の水産物が、現在、値上げが多少なりともされているふうにも聞くんですが、それもできなくなるんじゃないかというふうにも、心配をします。

そのあたりを総合して考えると、藻津漁港のアクセス道の整備というのは、宿毛市の産業振興の面からいっても、重要なプロジェクトになってくるんじゃないかというふうに考えますが、もう一度、市長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、防波堤が今、第二防波堤の建設が進んでおりまして、本当に議員の皆様方にも、大変、それから関係者の皆様にも、大変お世話になっているところでございます。

この防波堤が完成したから、開港になるということではございません。もう既に供用開始をしておりますので、既に船の、皆様御存じのように、受け入れはしているところでございまして、荷物もあれば、おろせるような状況になっているところでございます。

それと、藻津漁港の利活用については、先ほど言ったように、今、あそこで漁業をされている方々、非常にこれから有望だというふうに思っております。宿毛市の産業振興の面においても、非常に期待をしているところでございます。

それからあと、田ノ浦漁港のお話もありました。すくも湾漁業協同組合のほうになりますが、こちらはこちらで、また、計画もいろいろしながら、進めているということでございまして、宿毛湾のほうには、お話にありましたように、3漁協ありますので、こちらのほうが、それぞれ連携を持ちながら、そういったお話もしていただいているかのようにもお聞きをしているところでございます。

こちらの道に関しましては、私自身も非常に大切な道であるというふうに思っておりますし、また、漁業関係者にとりましては、非常に今の陸上輸送の面からしても、道路のある程度の広さがないと、今の形態に対応できないというお話も、十分に聞いているところでございますので、あと地元の方々といろいろ協議もさせていただきながら、進めていきたいというふうな、そういう状況でございます。どうか御理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 市としても、重要な路線ということで、できるだけ進めていきたいということをお聞きしたので、この路線については、本当に宿毛の産業というところからいけば、主要な道路ということで、積極的に取り組んでいただくということで、私の質問を終わら

たいと思いますが、執行権のある市長として、頑張ってください。

終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

-----・-----・-----

午前10時46分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（岡崎利久君） 市長より、発言の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど、寺田議員からの一般質問の中で、宿毛の新港について、開港かというお話がございました。

その中で、少し補足説明をさせていただきたいと思っております。

現在、宿毛新港につきましては、平成12年に、マイナス10メートル岸壁として、暫定的に供用開始をしているところでございます。現在、開港している状況ではございません。

なお、平成31年に堤防が、第2防波堤が完成した後も、すぐに開港するという状況ではございません。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 一般質問を行います。

1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子。一般質問を行います。よろしく願いいたします。

指定管理者制度の条例化について。

指定管理者指定制限、情報公開など、チェックポイント、また提案など、質問を行ってまいります。

御承知のように、住民が利用する自治体の公共施設の管理運営を民間業者にも委託できる仕組みであります。

行政の非効率、サービス不足の批判、行政のスリム化、民間にできることは民間に、など規制緩和や構造改革の一環で、これまで官が独占してきた公共サービスを市場開放し、企業のビジネスチャンスとなりました。

企業にとっては、公の施設の管理ビジネスは、設備投資が不要で、リスクが小さく、安定収入が得られるから、おいしい話であります。

三菱総合研究所によると、全国の公の施設をアウトソーシングすれば、その市場規模は10兆円にのぼると言われております。これが利権化するのは目に見えています。にもかかわらず、この指定管理者制度の指定には、法規制はありません。

地方自治法は、自治体が条例に基づき、議会の議決を経て業者を指定すると定めるだけあります。指定の手续や管理の基準については、全て自治体任せ、指定には議会の議決を要し、業者の監督権は首長にあるとはいえ、それがチェック機能を果たさぬことは、第三者セクターの運営でも明らかであります。

情報公開条例の個人情報保護条例の見直しもせず、指定管理者制度を導入する自治体が多くあります。それどころか、指定手続の基本を定める包括的な指定管理者条例を制定せず、個別の施設設置条例に指定管理者への委任の1項を加えるだけで、ことを済ませる例が少なくありません。

当宿毛市も、条例化はしておりません。将来に向けての指定管理者制度の条例化は重要と考えます。このことは、大方の自治体が指定管理者制度を行政経費の削減の弁法としか考えてないことではないかと、法律があえて一律規制をしなかったのは、公の施設の多様性もありますが、地方分権と自治体の立法権を尊重したからであります。

法律がないから何もできない、しなくてよい

というのでは困ります。指定管理者制度の導入は、自治体の立法能力が問われていると考えるべきであります。

公の施設の、公共性施設の機能を低下させないため、かつ施設で働く従業員を守るためにも、また指定管理者により、民間企業やNPOの参入が進むと、個人情報がおろそかになるのではないかと。厳しい守秘義務を課すなど、条例制度が必要と考えております。

市長の御見解を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、冒頭に、指定管理者制度について、おいしい話で、大変利権化するのは目に見えているという発言ございましたが、現在、宿毛市内において、しっかりと運営をさせていただいている、そういった団体ございますので、そういったことは決してないということ、まずもって、市長として言うておきたいというふうに思います。

指定管理者制度につきましては、その内容を統一的に記したものを条例化すべきではないかと御質問でございますが、本市では、指定管理者制度の事務処理の基本的な方針を定めた公の施設の指定管理者制度に関する運用指針を、平成22年3月1日付で制定しまして、ホームページ上でも公開をしているところでございます。

本市において、指定管理者制度を導入する際は、その施設の設置管理条例の中で、指定に関する基本的な手続をうたい、条例にうたわれない指定管理者の選定方法等の統一的な考え方につきましては、運用指針に基づいて実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） いろいろな制約を、必要なものでありますので、条例化の制定を求めていきたいと思っております。

2番の指定制限についてでございます。

指定制限について、指定管理者には、地方自治法の請負禁止規定の適用がないことであります。

周知のとおり、議員や三役等が役員である企業は、自治体の公共工事を請け負えないが、指定管理者の指定は行政処分であって、請負や業務委託の契約ではないから、議員、三役等の関係企業が指定管理者にもなることができます。

現に、議員が理事長を兼務する社会福祉法人が、市の施設の指定管理者となった例もあります。これでは、指定管理者制度は、新たな利権の温床となり、地方政治の不正腐敗を生みかねないと考えます。

立法者も、この点を懸念し、施設の公共性が損なわれないためには、指定に際し、第三者による公正透明な選定手続と、厳格な審査が長にも議会にも求められます。

条例で長や議員本人、または親族が経営する企業は、指定管理者とすることができないとすることも可能であると、総務省担当官の言葉があります。

自治法の請負禁止の趣旨は、請負に関与する立場に、議員、三役等が私利を図ることにより、公正な議会運営や行政執行が損なわれないようにするためであります。

ここにいう請負は、広く、営利的な取引をさすことと解されることとなります。であれば、指定管理者の指定であれ、請負や業務委託、一般物品納入の契約であれ、それが議員、三役等に経済的利益をもたらすものである以上、指定についても、請負契約と同様の規制が不可欠であります。

でなければ、立法の整合性を欠くとなります。

指定禁止は、議員、市長等が役員になっている企業にはとどまりません。その親族企業も指定から排除する必要があります。

請負の場合にもしばしば見られるように、代表者の名義がえによる脱法行為を防ぐためであります。したがって、総務省見解も、親族が経営する会社の指定禁止は適法としています。親族会社の請負制限を定めた条例は、政治倫理条例がそれであります。

福岡県では、8割の市町村が制定済みで、四万十市では、前議会でも決成立しました。当宿毛市も考えていくべきだと思っております。

政治倫理条例があるところでは、請負事態規定に、指定管理者の指定を加えるだけでよいが、一般的には、指定管理者条例を制定し、議員、三役等の親族企業を含めて、指定から外すべきだろうと考えます。

市長の見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

条例の制定をしたらどうかというお話だと、お伺いをいたしました。

先ほど御説明いたしました、運用指針の中に、応募者の資格要件を定めております。そこには、指定管理者を募集審査するに当たり、応募側と審査側の要人が同一という状況は、公平公正な選定の観点から、回避することが望ましいと考えられるため、市議会議員、市長、副市長、市の行政委員会委員が、役員に就任している団体は、公募の段階で対象者から除外するものとする、一定の除外要件が明文化されているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） もう一つ重要なのが、情報公開条例の適用についてであります。

指定管理者には、情報公開条例の適用がない

ため、その管理業務は、闇の中に置かれております。たとえ民間業者が代行するにせよ、公の施設の管理運営の公共性、透明性は、失われてはなりません。

地方自治法は、指定管理者に対しても、施設利用の拒否や、差別的取り扱いを禁じ、指定管理者が行った施設利用に関する処分については、首長に対し、不服申し立てを認めております。

また、指定管理者の財務は、監査委員や外部監査員の監査を受け、その結果は公表され、住民監査請求や、住民訴訟の対象ともなるので、その前提として、指定管理者の業務に関する情報公開が不可欠であります。

総務省も、指定管理者による適切な管理、経営を担保するために、自治体及び指定管理者が住民に適時、適正に情報公開し、監査を厳正に行うことを指摘しております。

不正な財務処理が少なくありません。防ぐためにも、情報公開条例を改正して、指定管理者を加えるか、情報公開規定を置く必要があると考えます。

先進的な自治体は、指定管理者条例で、指定管理者に情報公開条例適用と定め、あわせて指定管理者の従業員も、自治体職員と同様、その職、氏名、職務内容の開示を定めております。

また、個人情報保護についても、個人情報保護条例の見直しも必要となります。特に図書館や医療施設などは、個人情報が集まるので、適正な管理はおろそかにできません。

この点については、指定管理者条例や、個人情報保護条例、業者との協定等で個人情報の保護に必要な措置を講ずべしと、総務省通知にもあります。

ところが、情報公開条例や、個人情報保護条例の見直しもせずに、指定管理者制度を導入する自治体が多くあります。それどころか、指定の手続、基準を定める包括的な指定管理者条例を制

定せず、個別の施設設置条例に、指定管理者への委任の1項を加えるだけで、事を済ませている例が少なくありません。

これは、大方の自治体が指定管理者制度を、行政経費削減としか考えてないことが見てとれます。指定管理者に情報公開条例を適用させて、その施設の管理運営に係る情報を公開させることは、事業の公共性やサービスの質を確保し、またそこで働く労働者雇用、労働条件を守る上で極めて有効であります。

情報公開条例の適用について、市長にお伺いたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

るお話があったわけですが、最終的には、情報公開条例の適用、対処ということだというふうに思いますので、その点について、答弁をさせていただきたいと思います。

宿毛市情報公開条例でいう公開対象となる情報といたしましては、同条例第1条にもうたわれていますように、市の保有する行政情報が対象となります。

指定管理者制度で管理してもらう施設が、市の施設であるとはいっても、管理する事業者については、民間事業者となりますので、その民間事業者の保有する情報は、情報公開の対象とはなり得ないものと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 施設は市民の宝物です。公の施設の目的の明確化について、伺います。

本来、公の施設とはどういうものなのか、その趣旨、理念に係る重要な問題であります。

そもそも指定管理者制度は、住民の福祉の増進という、施設の設置目的を効果的に達成するために必要と認めるとき、適用できるのであ

て、初めに民営化、民間委託があるのではありません。効率性が主たる目的であってはなりません。

福祉の向上、住民の平等利用、利用者の人権保障など、目的を明確にすることの重要性を、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきたいと思います。

個々の施設の設置管理条例には、指定管理者の指定という条項が設けられております。その条文中には、議員がおっしゃられる施設の効用を最大限に発揮させること、利用者の利便性の向上、利用者の福祉の増進、あるいは利用者の増進という、指定管理者が達成すべき目的が、明確にうたわれているところでございまして、そういった状況の中で、指定管理に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 5番のチェックシステムと定期報告について、お伺いいたします。

定期的に利用者、住民の声を聞き、適正な管理運営に反映させていくなど、自治体による定期的な報告、調査、結果に基づく必要な改善指示など、自治体の責任を明確化させる上からも、重要なことであると考えます。御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

指定管理者の指定を受けた事業者が、適正に施設の管理を行っているかどうかを調査するための規定があるかということだと思いますが、この点に関しましては、運用指針はもちろんのこと、個々の施設の設置管理条例にも事業報告書の作成及び提出が義務づけられておりまして、なおかつ、必要に応じて、業務や経理に関する

実地調査を行うことも規定されているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 6番の労働者の雇用保障についてでございます。

従業員等の雇用保障についてであります。公募が基本とされる中で、期間満了に伴う再指定で、継続して受けられなかった団体の労働者の雇用保障を明らかにすることは、従業員の安心にもつながります。

このことは、条例明記だけでなく、応募要項などの中で明記させていく方法もあります。明文化されないと、応募した団体に、全員解雇の通告をされた例もございます。労働者の安定した雇用保障は、どう考えておりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

雇用の保障についての御質問ですが、指定管理者が変更となったことによりまして、職を失うものが民間事業者側に発生した場合、その失業者を、新たな指定管理者が継続して雇用するか否かにつきましては、基本的には指定管理者である事業者側の裁量権であるというふうにご考えているところでございます。

したがって、民間事業者に対しまして、継続雇用を強制することはできませんし、またそのことを、条例等にうたうことも考えていないところでございます。

しかしながら、雇用の保障は、働いていた方にとっては、大変重要な問題でありますので、市といたしましては、できる限り、雇用の継続をお願いしてきたところでございますし、これからもお願いをしてまいります。

宿毛市内において、全員が解雇になったとい

う例は1件もございませんので、御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 7番、選定委員の設置について、お伺いいたします。

指定管理者の選定に当たって、選定委員会の設置についてお伺いいたします。

指定管理者の指定は、議会の議決事項であります。事実上は選定委員会での審議を踏まえて、市当局が決めており、透明性や客観性、癒着の排除などを担保する上で、委員会構成は重要であります。

行政職員だけの委員会は問題であります。利用者団体、住民代表、専門家、弁護士、公認会計士などを入れることの課題が考えておりますけれども、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

指定管理者の選定につきましては、運用指針には5名程度の委員で審査委員会を設置し、審査基準に基づいて審査することが規定されているところでございます。

委員の要件といたしまして指定されるものは、市職員が役員に就任する外郭団体等から応募があった場合は、市職員は審査委員には加わらないというものだけで、それ以外の要件は規定されていないところでございます。

過去に宿毛市が設置してきた審査委員会の中で、外部委員を加えたことはないというのが、現在の状況でございます。

しかしながら、今後は、検討をしていきたい、そのように考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 業務のアウトソーシ

ングや、民営化が進められると、これまでの公務労働のように、住民と直接接してサービスをし、住民から感謝されることを実感できる仕事が減少していきます。

かわって委託を受けた事業所との連携調整や、モニタリング等の監視を中心とした仕事がふえてまいります。全体の奉仕者として、住民を守る立場に立つこと、民営化の問題事例をよく知り、必要に応じて住民に啓発し、住民に、公共サービスを守り、充実する道筋を提起させる政策能力、力量を持ってこそ、地方自治体は本来の役割を發揮できるし、自治体に働く者としての誇りを持つることになることを期待申し上げまして、指定管理者制度について、終わらせていただきます。

2番の男女共同参画社会の推進について、お伺いいたします。

男女雇用機会均等法の成立から25年となります。この間、育児介護休業法など、仕事と家庭を両立するための法整備も進んでまいりました。

女性が働き続けるための環境は、表面上、整ったように見えますが、子育て、家事等の負担の多くは、女性にかかっております。また、仕事か家庭か、二者択一を迫られ、職場を去る女性も少なくありません。不均衡を解消し、女性が社会で能力を發揮できるような政策を進めて、企業も行政も、女性の活躍できる環境整備や、育てる環境がどうなっているか、宿毛市が率先して女性活躍の場、まちとしての方向性の取り組みなどを伺います。

市長の御見解を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） しっかりと女性の方が活躍できる、そんなまちづくりを進めていきたいと思っております。

以上でございます。



○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 国の審議会委員に占める女性の割合が32.3%、国家公務員新規採用における女性の割合が25.1%となっているものの、実際に意思決定において、指導的地位における女性の割合は低く、他の先進国と比較してもおこなわれております。

県下の市町村の審議会、委員会等における女性委員の割合は、平成28年度5月現在、34市町村を見てもみますと、行政委員会では、30%を超えているのは大川村のみ、20%を超えているのは四万十市、黒潮町、三原村、越知町、馬路村、東洋町、6自治体となっております。

宿毛市は12.9%で、34市町村の中、21番目であります。

また、附属機関で、女性登用を見ると、40%を超えたのは津野町のみであります。

30%を超えた四万十市、大月町、中土佐町、田野町、佐川町、いの町の6自治体、宿毛市は16.1%、34市町村中28番目であります。

宿毛市では、広域審議会を除くと14あって、女性委員がいるのは9となっております。総数161人中26人が女性委員であります。広域審議会理事では、総数5人中3人が女性委員であります。少子高齢化、経済活動の成熟化等、急速な社会の変化に対応していくためにも、また国の挙げる2020年までに女性の割合30%という目標の実現を目指すためにも、宿毛市の女性委員登用の現状の認識について、どのようにお考えでしょうか、市長にお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

今、るる数値等も示していただきましたが、私の持っている数値と若干違いますが、述べさ

せていただきたいと思います。

審議会等の女性委員の割合につきましては、平成28年5月現在をもってお話をさせていただきましたと、委員総数161名中、女性29名で18%となっております。

全体の30%を目標に取り組んでおりますので、以前に比べれば、多少、増加はしておりますが、まだ目標には達していませんので、もっとふやしていきたい、そのように頑張っていきたいというふうに思っておりますし、また、先ほどもお話しさせていただきましたが、こういった状況の中で、女性の占める割合というのをふやしていかないといけないのはもとより、それ以外のいろんなところで、女性の方々、頑張っておられます。そういった頑張っておられる方々をしっかりと応援していける、そういったまちづくりをしていきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様方にも、ぜひ御理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 次へいきます。

地域では、子供や高齢者、若者を支えている素晴らしい女性が多くおられます。議会懇談会にも、複数の女性が、真剣に地域の課題を自分のこととして語ってくれました。

何とかこのまちをせんと、熱意が伝わってまいりました。時間を使い、汗をかいた経験からしか語れないものだと、聞かせていただきました。

行政にしっかりつなげていく役割を果たさなくてはと、考えております。

男女共同参画社会基本法第5条には、男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、国もしくは地方公共団体における政策、または民間の団体における方針の立案、及び決定に、共同して参画する機会が確保される

ことであります。

また、県の条例は、各種審議会の委員構成を、一方の性が4割未満とならないように任命すると、数値目標を設定するなど、画期的なものとなっておりますが、まだ達成されてないとの話を伺ったところであります。

なかなか進まない女性活躍の実態であります。当市にも、宿毛男女共同参画プランがありますが、職場にどのように機能しているか、疑問であります。

絵に描いたもちにならないためにも、行政はどうすればよいか、真剣な取り組みが求められると考えます。

女性の国会議員が約4割を占めるなど、この面での先進国の一つであるノルウェーでは、公的な審議会の構成員について、クォータ制を導入したことが、女性の社会参画に大きな役割を果たしたといわれます。

クォータ制、つまり女性に一定以上の割り当てをすることを条例化するような、クォータ制導入についての御見解を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

女性の社会参画に一定の目標を設定して、実現に取り組んでいくことは、重要というふうにご考えているところをごさいます。宿毛市におきましても、各審議会等の委員全体の30%を目標に、女性委員の登用に取り組んでいるところをごさいます。

今後も、各審議会等の状況に応じまして、女性委員の割合がふえますように、努力していきたい、そのように考えているところをごさいます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 3番にまいります。

女性管理職の登用について伺います。

全国における市区町村の課長相当職以上に占める女性の割合は、10%弱であります。都道府県に比べると、多少、比率は高いものの、依然低い水準にとどまっております。

近隣市町村で見ると、四万十市4名、宿毛市3名、土佐清水市3名、大月町2名、三原村2名、四万十町4名、黒潮町は、大方町のときには存在しておりましたが、現在はゼロのことです。

平成20年4月、内閣府では、あらゆる分野における女性の参画を加速するため、女性の参画加速プログラムを策定し、平成23年2月には、2030年30%の目標達成に向けて、今後取り組むべき喫緊の課題として、一定割合で、女性を登用する制度、いわゆるポジティブ・アクションの推進を掲げ、都道府県、政令指定都市、地方公共団体、各種機関、団体等に要請文を發出しております。

平成28年女性活躍推進法ができて、計画策定をつくるよう、努力義務となり、県下でも19市町村が策定しております。

宿毛市では、32年度までに課長相当職10%、係長級30%と、数値目標を立てております。

また、土佐清水市においては、平成32年までに課長相当職20%と、数字目標を置いております。

現在の女性管理職の割合をどのように受けとめておられるのか、また管理職を増加させるためには、ポジティブ・アクションといったことも必要と考え、管理職の選考基準と評価制度の変更などを考えましたが、採用してはおられないこととあります。

数値目標達成に向けて、どのような見解をお持ちになっているか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市の女性管理職は、平成29年度が3名で、総管理者数に占める割合は13.6%となっております。

また、課長補佐及び係長の女性人数と、全体に占める割合は、課長補佐が15名、36.6%、係長が21名、43.8%となっているところでございます。

女性管理職の人数も、徐々に増加しており、係長以上の女性職員についても、決して低いものではないというふうに考えているところでございます。

少子高齢化が急速に進展していく中で、地域の労働力はますます減っていきます。女性の力を生かしていくことは、組織力の維持と成長を推進していくために、さらには男女の区別なく、その個性と能力を発揮することができる社会を実現していくために、大切な視点であると認識をしているところでございます。

今後につきましても、女性の登用という目線を保ち、指導や評価を行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次へいきます。

安芸市では、2015年に地域のリーダー育成を目指し、人材育成の研修、はちきん女性活躍支援塾を立ち上げております。

2015年には12名の参加で、計4回の講座を予定し、コミュニケーション力の向上などを図っております。

今後10年間で、100人を受け入れると計画しております。企業や地域活動の充実、職場等での活躍を目指す女性の育成、サポートを進めております。

受講者は自営業、農業、子育てサークル代表、

市観光協会、市の職員、看護師など、フラワーアレンジメントなどをなさっている方が、外へ出たいという思いを持って参加するとのお話も伺っております。

講師は、高知市内の企画事務所社長で、魅力にひかれ、楽しかったという評判も伺っております。

コミュニケーション能力、企画立案能力、自己紹介ではアピールの重要性と、テーマも多彩で、夜の開校でありましたので、女性の家事、育児の負担軽減には、男性の働き方、見直しにもつなげなくてはなりません。

女性のレベルアップも難しいと考えます。講座が終了すると、審議会や委員会、男女共同参画社会審議会等へ、つなげていっているようでございます。

修了生同士、ネットで広くつながって、盛り上がりつつあるなど、変化も見られているということでございます。

行政のあらゆる分野に徹底して、参画してもらうことであります。

人を育てることは、未来を見通せる人間をつくることであります。産業振興の問題では、しやにむに産業を起こせばよいというのではなく、ひとつづくりの重要であります。

地域の質を高める目標を持つ、住民の統治能力を高める課題は、緊急であります。そのために、住民参画の推進、住民、職員の政策立案能力を高める取り組みが必要であります。

女性がさまざま活躍することで、女性の声を取り上げ、まちづくりに、地方創生に、もっと直接参加できる配慮が重要と考えます。

そのためにも、女性リーダー育成について、市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

男女を取り巻く環境は、社会情勢の変化によ

り、大きく変わってきております。

これまで、男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の施行等、男女平等を実現するための法律や制度は整備されてきましたが、社会制度慣行における固定的な考え方によって、いまだに格差が見られ、政策や方針の決定の場にも、女性の参画が少ないのが現状であります。

男女がお互いに、ひとりの人間といたしまして尊重し、認め合える社会を実現するため、今まで当たり前のこととして見過ごしてきた習慣や思い込みを見直し、女性が活躍できるよう、男女共同参画への意識づくりに努めることが課題と考えております。

そのためには、性別役割意識の解消とともに、教育等による男女、女性自身の意識や行動の改革、仕事と生活の調和の推進等の条件整備と合わせまして、実効性のある女性の参画促進のための措置を推進することが重要であると考えているところでございます。

安芸市の事例、大変すばらしいというふうに思いながら聞かせていただいておりますので、今後の参考にしながら、人権施策の推進事業に、男女共同参画に関する講演等を取り入れていくことなど検討し、まずは女性が活躍できるよう、男女共同参画への意識づくりに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

ぜひ、御理解と御協力のほど、よろしく願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次へまいります。

安芸市も子供が減る中、強い危機感を持っています。将来の男女共同参画社会のリーダーを育てることは、重要と位置づけているとのことであります。

人口減は人ごとではありません。地域づくり

はひとつづくりです。住民が鍛えられるような、住民参画をやることであります。

住民参画によって、職員だけでなく、住民も鍛えられていく。自治体のみが、公共サービスを担う時代ではありません。住民と行政の協働の中で、新しい公共を生む時代であります。

よい世の中にするためには、男性だけではだめで、また削るだけでは、将来ビジョンはありません。金はない、金はないで済ませるから、行政はよくなりません。前に進むに何が必要か、その手段を發明する努力、想像、イメージがなければ、新しく仕事を始めることはできません。地方の疲弊と個人の不安にいかに向き合うか、政治が問われております。

全国最下位のレベルの本県に、今必要なことは、ひとつづくりであります。女性活躍という目的をもって、働き方の見直しも大事、女性を家庭から解放すれば、働き方も変わります。また、子供を持つことで担う精神的負担、経済的負担を軽減する、行政の役割は大きいと考えます。

スウェーデンの高出生率を支える背景を見れば、高負担と手厚い家族政策があります。日本の赤字財政では難しいかもしれませんが、物から人へ投資する政策へ、そして赤字を抑えるビジョンをつくるのが先決ではないでしょうか。

市長は3月議会で、1年2カ月が過ぎました。不退職の覚悟で、精力的にことに当たると述べられております。

活力ある宿毛は、ひとりではできないものではありません。民の力を信じ、民の力を育て、行政のあらゆる分野に市民や女性に参画してもらい、この決意こそ重要であります。

人を育てるとは、未来を見通せる人間をつくることであります。なかなか進まない男女共同参画社会、4年かけるところを私は1年でやる、改革する、やる気のない管理職は人事で対応すると、露骨なげきを飛ばしてもらいたいなど、

ひとり言、思っております。

そのことは、選挙中言われた、議員のときにやれなかったことを、市長になればできることではないでしょうか。期待するところでありませう。

2020年、30%の女性登用の必要性について、市長の御見解を求めます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に捉われることなく、その個性と能力を発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法に基づき、市民、企業、行政が男女共同参画社会の形成に関する施策を推進していく上で、大変重要なことと捉えているところでございます。

今後におきましても、さらに女性の審議会等への登用推進、社会活動の推進、管理職への登用推進など、政策方針決定過程への女性の登用が、目標に少しでも近づけるよう、男女共同参画に関する啓発推進や、意識づくりに取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

先ほど、お金がない、お金がないというのが行政だというお話もありましたが、お金がない、お金がないで物事を簡単に済ませてはいけないというふうに思っております、そのことについては、課長の皆様方にも同じ認識を持っているところでございます。

限られたお金の中で、どうそれを優先順位をつけて執行していくか、そういったことを考えるのが、私たちだと思っておりますので、そういった思いも、管理職の方々にはしっかりと共有を持っていただいているというふうに認識しておりますので、やる気のない課長がいるとは思っておりません。

しっかりとこの体制で頑張っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 市長と熱心にやりとりができました。

感謝申し上げます、私の質問を終わります。

○議長（岡崎利久君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時29分 散会

陳 情 文 書 表

平成 2 9 年 第 2 回 定 例

会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 1 0 号	平成 29. 6 . 15	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出について	日本労働者協同組合 (ワーカーズユープ) 中四国事業本部 高知事業所長 小谷 加代 高知県高齢者福祉生 活協同組合 理事長 彼末 明	産業厚生

上記のとおり付託いたします。

平成 2 9 年 6 月 2 0 日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成29年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成29年6月21日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第22号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第22号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	河原志加子君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	山岡敏樹君
選挙管理委員 会事務局長	岩田明仁君



----- . . . ----- . . . -----

午前10時04分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次、発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、質疑をさせていただきます。

私がお伺いしますのは、まずは議案第14号別冊、宿毛市一般会計補正予算（第1号）、11ページでございます。

6款商工費、1項商工費、7目林邸再生活用事業について、財源内訳の変更についての御説明をお願いします。

続きまして、議案第18号「宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定について」、条例を設定する目的と、基金の集め方などについての御説明をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山戸達朗君） おはようございます。商工観光課長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、11ページ、歳出の6款商工費、1項商工費、7目林邸再生活用事業費、補正額の財源内訳について御説明いたします。

歳出につきましては、今回、増減はございませんが、財源内訳に補正がございますので、少しお時間をいただきまして、詳細について御説明いたします。

初めに、特定財源の国県支出金400万円の

減額のつきまして、林邸再生活用事業の中に、林邸改修工事がございまして、その一つに、旧バスセンターの解体撤去工事として、1,500万円を積算しておりました。

この事業に対する国庫補助金といたしまして、補助率5分の2相当額であります600万円を計上しております。

具体的に言いますと、7ページ、歳入の第13款国庫支出金、第2項国庫補助金、5目商工費国庫補助金、1節商工費国庫補助金の空き家対策総合支援事業補助金600万円のことであります。

また、県補助金といたしまして、補助率3分の2、1,000万円を当初予算に計上しておりましたが、県担当課と協議を重ねた結果、残念ながら、今回、補助対象外経費となったことから、今回、減額しております。

この予算につきましては、先ほどと同じ、7ページの第14款県支出金、第2項県補助金、5目商工費県補助金、1節観光費補助金の高知県歴史観光資源等強化事業費補助金の1,000万円のことであります。

先ほど言いました国の600万円の増額の補助金、それから県の1,000万円の支出金を差し引いた結果、400万円が減額ということで、ここに特定財源の部分として、400万円減額となったわけでございます。

次に、隣の地方債というところに900万円の減額がありますが、これについては、この林邸再生活用事業を実施するために、今回、寄附金条例を挙げておりますが、この寄附金としての歳入を、新たに1,000万円として計上しておるものでございます。そのことによって、従来の起債額から900万円を減額をされるということで、ここに計上しております。

次に、そのほか1,000万円ということになりますが、8ページの第16款寄附金、第1

項寄附金、5目商工費寄附金、1節商工費寄附金の林邸再生活用寄附金として計上しておりますが、この寄附金の方法といたしましては、企業版ふるさと納税ガバメントクラウドファンディング、そして市内のコンビニエンスストアなどの量販店への募金箱の設置や、ふるさと納税等市内外の多くの方々に御協力いただき、この目標額1,000万円達成に向けて、取り組んでいきたいと思っております。

最後に、一般財源のところですが、300万円の増額ということで、載せております。今回の補正で、先ほど御説明したように、1,300万円の減額というふうになりますので、1,000万円の寄附金との差額で、300万円が一般財源から支出しなければならないということで、補正予算としております。

以上でございます。

続きまして、議案第18号「宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定について」、その事業目的と寄附金の内容について、御説明をさせていただきます。

本市を代表する歴史的建造物であります、林邸の歴史的な価値を尊重しながら、観光拠点として、また市民の交流拠点として活用するため、今年度改修工事を行うものですが、今回の改修工事や、維持管理、及び修繕に伴う経費の一部について、市民の皆さんを初め、本市出身の方々、有志の方々へ広く寄附を募り、今後、この林邸を市民協働で永続的に利活用するため、今回、宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例を制定しようとするものであります。

先ほど御説明いたしました、この林邸再生活用事業に伴う寄附金につきましては、本条例に規定する寄附金のほかに、通常の一般寄附金やふるさと納税、企業版ふるさと納税、ガバメントクラウドファンディングなども活用して、広く寄附を募る予定としております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 詳しい説明、ありがとうございました。

クラウドファンディングというワードが出てまいりましたが、これ何ぞやという話もあるかと思いますが、これにつきましては、委員会のほうで、また詳しく説明していただければと思っております。

このクラウドファンディングは、きっと皆さんもそう思っているかと思いますが、一般の寄附を集めるよりも、PR効果も同時にあるというものと、僕は認識しておりますので、ぜひこれを一度、成功させていただいて、次の、ほかの事業に、また派生していくような形になったら、素晴らしいんじゃないかというふうに、今回思いました。

以上で、私の質疑を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。2番、川村三千代、質疑をさせていただきます。

昨夜は豪雨と地震ということで、眠りを妨げられた方もいらっしゃると思いますが、爽やかな朝をお迎えでしょうか。

要らんことを言わんと、質疑に移らせていただきます。

今回、私が質疑いたしますのは、1項目でございます。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、こちらのほうの最後のページになりますが、12ページ、こちらのほうをお開きください。

こちらの第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、15節工事請負費、宿毛小学校屋内運動場改築工事費5億2,000万円、こちらのほうについて、担当課の方から、どうい

った屋内運動場、俗に言う体育館ですけれども、改築されるようになるのか、どういった施設を予定しているのか、そちらのほうを御説明よろしくお願いたします。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） おはようございます。教育次長兼学校教育課長、川村議員の質疑にお答えをさせていただきます。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、12ページでございます。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、15節工事請負費、宿毛小学校屋内運動場改築工事費5億2,000万円についてでございます。

どういった改築工事であるのか、どういった施設をつくれるのかという御質問ではないかと思しますので、その御質問についてお答えをさせていただきますと思います。

この施設につきましては、宿毛市で唯一、義務教育の施設として耐震化ができておりません。宿毛小学校の体育館を改築をさせていただき事業になっております。

宿毛小学校の改築とともに、今回、宿毛市中央5丁目にあります宿毛市立武道館についても、併設で建てることできないかということで、現在、設計予算を計上させていただいて、間もなく設計があがってくるようになっております。

その設計に基づきまして、宿毛小学校の体育館と市立の武道館の複合施設として、建設をさせていただき予算となっております。

主に、1階部分を武道館のほうに使用しまして、2階部分を小学校のアリーナとして使う、1階、2階建ての複合施設として建設をさせていただきようになっております。

工期といたしましては、当初予算で今の体育

館の改築にかかわる経費を計上させていただいておりますので、その経費と連動をさせていただきながら、この夏休みから、今の体育館を壊させていただきますので、その後、新しい複合施設を改築させていただきたいと思っております。

およそ13カ月、この夏休みから来年度の夏休みにかけての工事ということで、来年度の2学期からは、新しい体育館として使用ができるような取り組みで進めさせていただいております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 1階が武道館、そして2階が屋内運動場、体育館ということで、大変、機能的な複合施設ができるのではないかと、期待をしております。

少し再質問をさせていただきたいのですが、現在の武道館、大変老朽化が進んでおりまして、武道に携わっている皆さんも、新しい武道館ができるということ、本当に楽しみにしております。

ところで、東京の日本武道館もそうなんですけれども、武道館という名前でありながら、例えば東京の日本武道館の場合は歌手のコンサートが行われたり、その他、各種イベント、催し物が開催されておりますけれども、現在の宿毛の武道館は、武道の方たち以外の団体が活用しているとか、使用しているというようなことはあるのでしょうか。

おわかりになれば、教えていただけますか。

○議長（岡崎利久君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（桑原 一君） 川村議員の再質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

現在の宿毛市中央5丁目にあります武道館につきましては、柔道であったり、空手であった

りという、武道を中心には使用いただいております。

現在、それ以外に使われているのは、女性の方々が中心になられているようなのですが、3 B体操というのがございまして、その方々は、昼間に武道館のほうを利用をいただいております。

定期的に使われているのは、その3 B体操ではないかと思っております。

あと、不定期にいろんな広場を有効には活用いただいているようではありますが、定期的期間は3 B体操のみとなっております。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 新しい武道館ができて、現在、使用している3 B体操の皆さん初め、いろんな方々に御使用いただいて、有効的に活用されることを望んでおります。

何分、武道館という名称ですので、武道に携わる皆さんが、本当に機能的に使いやすい施設にするのが、まず第一義だと思いますけれども。

例えば、現在の武道館、少し畳がかたいものが使用されていて、けがの可能性が少し高いので、できたら新しいのは、やわらかい畳がいいとか、いろいろ皆さんの御意見も、私のほうにも入っておりますので、いろいろな団体の御意向なども聞きながら、もちろん予算面も考慮しながら、よりよい宿毛小学校の屋内運動場改築されることを期待しております。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 1番、川田栄子でございます。質疑をさせていただきます。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、ページ12ページでございます。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、今回の補正で市債を4億1,180万円

も追加となっております。事業の一つ一つについて見ますと、必要なものではあります、市債が異常に累積することによって、将来に対しての不安が募るわけでありまして。

そこで、第1点、お伺いしたいのは、今回の公債費比率は何%になり、危険ラインは超えないのか、危惧するところを御説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 総務課長。

○総務課長（河原敏郎君） 総務課長、川田議員の質疑にお答えします。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、ページ12ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、15節の工事請負費、宿毛小学校屋内運動場改築工事に伴う御質問でございます。

今回の宿毛小学校屋内運動場改築工事に伴う借入額4億1,180万円の公債費比率は何%になるのか、という御質問であろうかと思っております。

まず、公債費比率について、御説明をさせていただきます。

公債費比率とは、公債費の一般財源に占める割合をいい、財政構造の弾力性を示したものでございます。一般的には、10%を超えないことが望ましいとされております。

川田議員の御質問では、今回の借り入れに伴う公債費比率についてということでございますが、現在、平成28年度の決算を精査しているところでありまして、借入額の一部を切り取った公債費比率を計算することは、現時点では困難ですので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、その比率は危険ラインに対してどうなるのかという御質問ですが、今回の借入額により、公債費比率は算出できませんが、宿毛市では、予算編成を行う上で、毎年の公債費を上回

ることのないよう、借入額については、慎重に検討をし、取り組んでおります。

本年度の償還に対する予算額は、12億4,021万円を予算計上しており、それに対して、借入予定総額は6月予算計上時点で11億9,084万円となることから、予算編成目標から見た上で、議員の言われます危険ラインにあるとは考えておりません。

また、公債費比率も平成27年度決算では、7.2%であることから、過剰な借り入れを行っている状況ではないというふうに判断しております。

今後も、建設事業費については、優先順位を明確にし、事業費や借入額を平準化することで、過度な借り入れとなることのないよう、慎重に検討を行うことで、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、宿毛小学校屋内運動場改築工事に伴います起債償還については、5年据え置き25年償還ということで、5年間の据置期間を経過した後、平成35年度から償還を開始しまして、平成59年度に償還を終了する予定となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 徹底した行革と強いリーダーシップで、財政健全化計画を打ち立てていくことが望まれます。

質疑を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、

「議案第1号から議案第13号まで」の13議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第13号まで」の13議案は、委員会付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第14号から議案第22号まで」の9議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月22日、6月23日及び6月26日、6月27日は休会いたしたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、6月22日、6月23日及び6月26日、6月27日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月22日から6月27日までの6日間は休会し、6月28日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時28分 散会

議案付託表

平成29年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (4件)</p>	<p>議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号</p>	<p>平成29年度宿毛市一般会計補正予算について 平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について 平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (2件)</p>	<p>議案第20号 議案第21号</p>	<p>宿毛市税条例等の一部を改正する条例について 宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の一部を改正する条例について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (3件)</p>	<p>議案第18号 議案第19号 議案第22号</p>	<p>宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定について 宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の制定について 宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について</p>

平成29年  
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成29年6月28日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第22号まで

（議案第1号から議案第13号まで、討論、表決）

（議案第14号から議案第22号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第10号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号

意見書案第1号 公営住宅等の改築等にかかる財政支援の拡充を求める意見書について

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第22号まで

日程第2 陳情第10号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号 公営住宅等の改築等にかかる財政支援の拡充を求める意見書について

-----

3 出席議員（13名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
4番 山岡 力 君	5番 山本 英 君
6番 高倉 真弓 君	7番 山上 庄一 君
8番 山戸 寛 君	9番 岡崎 利久 君
10番 野々下 昌文 君	11番 松浦 英夫 君
12番 寺田 公一 君	13番 宮本 有 二 君
14番 濱田 陸 紀 君	

-----

4 欠席議員（1名）

3番 原田 秀明 君

-----

5 事務局職員出席者

事務局 長 朝比奈 淳 司 君

次長兼庶務係長	小 野 り か 君
兼 調 査 係 長	
議 事 係 長	奈 良 和 美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企画課長補佐	土 居 祐 仁 君
総 務 課 長	河 原 敏 郎 君
危機管理課長	楠 目 健 一 君
市 民 課 長	立 田 ゆ か 君
税 務 課 長	児 島 厚 臣 君
会計管理者兼 会 計 課 長	山 下 哲 郎 君
保健介護課長	中 山 佳 久 君
環 境 課 長	岩 本 敬 二 君
人権推進課長	沢 田 美 保 君
産業振興課長	上 村 秀 生 君
商工観光課長	山 戸 達 朗 君
土 木 課 長	川 島 義 之 君
都市建設課長	中 町 真 二 君
福祉事務所長	河 原 志 加 子 君
水 道 課 長	金 増 信 幸 君
教 育 長	出 口 君 男 君
教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桑 原 一 君
生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教	和 田 克 哉 君
センター所長 学 校 給 食	杉 本 裕 二 郎 君
センター所長 農 業 委 員 会	山 岡 敏 樹 君
事 務 局 長	
選挙管理委員 会 事 務 局 長	岩 田 明 仁 君



----- . . . ----- . . . -----

午前10時05分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告いたします。

3番原田秀明君から、会議規則第2条の規定により欠席の届け出がありました。

日程第1「議案第1号から議案第22号まで」の22議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第11号まで」の11議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第11号まで」の11議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第11号まで」の11議案は、これに同意することに決しました。

これより「議案第12号及び議案第13号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第12号及び議案第13号」の2議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第12号及び議案第13号」の2議案は、これに同意することに決しました。

これより「議案第14号から議案第22号まで」の9議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（山戸 寛君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第14号から議案第17号までの4議案について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、6月22日と6月23日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、6月27日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案4件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）の12ページ。

第9款教育費、第2項小学校費、3目学校建設費、15節工事請負費、宿毛小学校屋内運動場改築工事費5億2,000万円についてであります。

本予算は、宿毛小学校の屋内運動場の改築工事費であり、屋内運動場が、2階がアリーナで1階が武道場とピロティーとなっています。

委員からは、1階部分の構造についての質問があり、執行部からは、骨組みを外壁で囲った部分が武道館となり、それ以外がピロティーであるとの回答がありました。

また、委員からは、本事業に係る起債につい

ての質問があり、執行部からは、武道館との複合のため、公共施設等適正管理事業債の借り入れをすることができ、充当率が90%で、交付税措置が50%の有利な起債となるとの回答がありました。

続きまして、12ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、5目歴史館費、11節需用費、印刷製本費110万2,000円についてであります。

本予算は、歴史館のパンフレットの作成に係る費用であり、日本語版に加え、英語版も作成するものであります。

委員からは、外国版を英語のみとする理由についての質問があり、執行部からは、英語以外の翻訳のできる人材が不足していることと、現在、歴史館に置いている他の市町村の外国版パンフレットについても、英語版以外の需要が少ないことから、英語版から印刷するものであるとの回答がありました。

次に、第二分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第14号別冊、平成29年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）の11ページ、第6款商工費、第1項商工費、7目林邸再生活用事業費の財源内訳の補正についてであります。

内容については、当初で予定していた県補助金が活用できなくなったことによる減額補正、また新たに国庫補助金が対象となったことによる増額補正、さらにガバメントクラウドファンディングや、企業版ふるさと納税、新たに制定する寄附金条例等により募る寄附金を活用することで、起債額を減額しようとする財源内訳の補正となっております。

委員からは、ガバメントクラウドファンディングというのは、どういう方を対象としているのか、また資金の集め方や税額控除等については、どのようになっているのか、との質問があ

りました。

これに対し、執行部からは、クラウドファンディングの自治体版で、インターネット経由で不特定多数の方から資金調達を行い、事業を実施するものである。

税額控除については、ふるさと納税と同様の控除を受けることができる。資金の集め方については、トラストバンクという業者が運営しているふるさとチョイスというサイトへ掲載していく。ふるさと納税との違いは、返礼品がないところである。期間は7月1日から9月末で実施予定である。

また、市民の皆様には、飲食店やコンビニ等へ募金箱を設置したり、広報へ掲載し、直接、寄附していただいたりすることを検討している、との回答がありました。

これに対し、委員からは、インターネットサイトを閲覧した方にわかりやすいものとするべきである。

吉田 茂等、全国的にも著名な方を列記するなど、方法をよく検討してもらいたい。また、林邸の今後の維持管理体制について、ほかの自治体の例も参考にしながら、よりよい方法での管理体制をつくってもらいたいとの意見がありました。

次に、議案第17号別冊、平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算（第1号）の2ページ、債務負担行為の水道料金等コンビニエンスストア収納業務についてであります。

内容については、平成30年度から実施予定の水道料金等コンビニエンスストア収納業務を開始するに当たり、コンビニ各社との調整や、システム追加作業、事前の実証テスト等を行うために、本稼働を前に、業者選定が必要となることから、債務負担行為を行うものであります。

委員からは、どのくらいの費用対効果を考えているのか。また、集金制度が廃止となり、高

齢者等水道料金の口座振替等の手続が困難な方もいると思うが、対応はしているのか、との質問がありました。これに対し、執行部からは、早期収納が図られるので、督促に係る事務費等は軽減されると考えている。

また、集金制度を廃止した際に、文書を送るとともに、必要に応じて、直接訪問の上、口座振替の手続等について説明し、対応を進めてきているとの回答がありました。

以上で、本委員会に付託されました4議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松浦英夫君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました2議案の審査結果の御報告をいたします。

議案第20号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、平成29年4月1日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第21号は、宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年10月より実証運行している宿毛市コミュニティバスについて、運行開始から利用率が著しく低い都賀川線を廃止し、地区住民からの要望の多い西地区の実証運行を開始するに当たり、条例の一部を改正しようとするものであります。

委員からは、都賀川地区が公共交通空白地域となるため高齢等により移動手段のない方のためにも、乗り合いタクシー等の措置がとれないのか、との質問があり、執行部からは、今後、ヒアリング等を行い、検討していくとの回答がありました。

以上2議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案2件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案3件について、審査結果を御報告申し上げます。

議案第18号は、宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定でございます。

内容につきましては、本市を代表する歴史的建造物である林邸の再生活用事業に対して、広く寄附金を募り、本市の観光拠点及び市民の交流拠点としての林邸の活用に資することを目的に、条例を制定しようとするものです。

議案第19号は、宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の制定でございます。

内容につきましては、議案第18号、宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定に伴い、寄附金を適正に管理運用することを目的として条例を制定しようとするものです。

議案第22号は、宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令が、平成29年2月14日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上の議案につきましては、担当課より詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案3件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告

は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第22号まで」の9議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第14号から議案第22号まで」の9議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岡崎利久君) 全員起立であります。

よって「議案第14号から議案第22号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、陳情第10号を議題といたします。

陳情第10号については、産業厚生常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下

委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「公営住宅等の改築等に係る財政支援の拡充を求める意見書」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

8番山戸 寛君。

○8番(山戸 寛君) 8番、提案理由の説明を行います。

当市においても、公営住宅等再編計画に基づいて、公営住宅、改良住宅等を含む公営住宅の建てかえ計画を推進しております。

南海トラフ大地震が心配される中において、当市の公営住宅等の耐震化率は8%と、非常に脆弱な状態にあり、中には耐震化不可能という建築が多く目立っております。

そうした中において、この市民の安全を守り、公営住宅等の安全性を確保していくために、改築を行っていくことは不可欠な事業となっております。

私たちがこの事業を円滑に進めていただくためにも、その財源を確保していくということが非常に大きな問題となっているわけですが、このさまざまな事情のある中で、予算執行を円滑にしていくため、さらには予算の計上の上において、少しでも有利な起債を計画していただくため、設定していただくため、さらに譲与が予定されます、民間の住宅を公営住宅とし

て利用していくための制度設計、あるいはその有利な制度設定のための補助等自治体の実行力を高めていただくために、政府として、しかるべき措置をとっていただきたいと、そういう思いから意見書の提出を行いました。

議員の皆様方の賛同を、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） これにて提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するも

のにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月12日に開会しました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様方におかれましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました22議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

これから暑い季節を迎えますので、どうか健康には御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成29年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

議員 山本 英

議員 高倉真弓

平成29年6月27日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 山戸 寛  
委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第14号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第15号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第16号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第17号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決	適当

平成29年6月22日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第20号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第21号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当



平成29年6月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村三千代

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第18号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定について	原案可決	適当
議案第19号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の制定について	原案可決	適当
議案第22号	宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当

平成29年6月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第10号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成29年6月22日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 松浦英夫

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 総合計画の策定状況について
  - (2) 行政機構の状況について
  - (3) 財政の運営状況について
  - (4) 公有財産の管理状況について
  - (5) 市税等の徴収体制について
  - (6) 地域防災計画について
  - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成29年6月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 川村 三千代

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成29年6月27日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
  - (1) 議会の運営に関する事項
  - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
  - (3) 議長の諮問に関する事項
  - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

公営住宅等の改築等にかかる財政支援の拡充を求める意見書  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成29年 6月27日提出

提出者	宿毛市議会議員	山 戸	寛
賛成者	宿毛市議会議員	高 倉	真 弓
〃	〃	野々下	昌 文
〃	〃	松 浦	英 夫
〃	〃	寺 田	公 一

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久 殿

説明 口頭

公営住宅等の改築等にかかる財政支援の拡充を求める意見書（案）

改良住宅を含む公営住宅（以下「公営住宅等」という。）の建築は、昭和40年代から50年代にかけてピークを迎えており、全国で一斉に老朽化が進行している。

このような状況から、公営住宅等の耐震化や改築（以下「改築等」という。）は、多くの地方自治体にとって喫緊の課題となっているが、各種の公共施設も同様に老朽化が進んでいることから、改築等が遅々として進んでいないのが実状である。

制度上は、改築等にかかる経費を家賃収入から賄うことが原則とされているが、施設の維持管理に多額の経費を要するほか、多くの入居者に対して、家賃の軽減措置が行われているのが実状であり、改築等にかかる経費を家賃で賄う事は事実上不可能である。

そのような中、本市における公営住宅等の耐震化率は8%程度と非常に低い状態に留まっており、近い将来発生が予想される南海トラフ地震に備え、入居者の生命・財産の安全を確保するためには、可能な限り速やかに公営住宅等の改築等を実施しなければならない。

人口が急激に減少している地方の実状を考慮すると、全ての公営住宅等で改築等を実施することは非常に困難であり、施設の統廃合に向けた努力が求められていることは認識しているが、その一方で、地区住民の住環境の向上や住宅に困窮する低額所得者への住宅提供のために必要な公営住宅等を維持することは地方自治体の責務である。

については、公営住宅等事業の円滑な推進のために下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 速やかに事業を実施するために必要な予算を確保すること。
  - 2 改築等にかかる経費に対して、有利な起債を創設すること。
  - 3 今後、供給過剰となることが予想される民間住宅を公営住宅等として利用することに対して、地方自治体の財政負担を軽減する制度を創設すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6月28日

宿毛市議会議長 岡崎利久

内閣総理大臣殿  
総務大臣殿  
財務大臣殿  
国土交通大臣殿

一 般 質 問 通 告 表

平成29年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	11番 松浦英夫君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 観光行政について</p> <p>ア 沖の島の観光資源としての位置づけについて</p> <p>イ 計画づくりについて</p> <p>2 戦争遺跡の保存に向けた調査について（教育長）</p> <p>3 自衛隊誘致問題について（市長）</p>
2	6番 高倉真弓君	<p>1 手話言語条例制定に向けての取り組みについて （市長、教育長）</p> <p>(1) 市役所に手話通訳者の設置について</p> <p>(2) 公共施設における手話通訳者設置及び聴覚障害者への配慮について</p> <p>(3) 手話通訳者の研修について</p> <p>(4) 聴覚障害者を親に持つ児童への対応について</p> <p>(5) 聴覚障害者に配慮した防災対策について</p> <p>2 観光、修学旅行等を対象に民泊への取り組みについて （市長）</p> <p>3 宿毛市の文化事業について（教育長）</p>
3	5番 山本 英君	<p>1 Jアラートについて（市長）</p> <p>(1) 宿毛市のシステムについて</p> <p>(2) 宿毛市が自動起動設定している情報について</p> <p>(3) 弾道ミサイル情報で流れる内容について</p> <p>(4) 市民がとるべき行動について</p> <p>(5) 携帯電話での情報受信について</p> <p>2 福祉タクシーと介護タクシーについて（市長）</p> <p>(1) その差について</p> <p>(2) 高齢者数と福祉タクシーの比率について</p> <p>(3) 介護初任者研修、第2種免許のハードルについて</p> <p>3 その後の空き家対策について（市長）</p> <p>(1) 調査の現状・進捗状況について</p> <p>(2) 繰越金が生じる現状の分析・認識について</p> <p>(3) 客観性を高めるため、高知市に習う7条の協議会の設置について</p>



		<p>4 自衛隊誘致活動について（市長）</p> <p>(1) 海上自衛隊のみならず陸、海、空を見ての誘致活動について</p> <p>(2) 今、自衛隊で一番誘致活動が活発と評価されている奈良県の誘致推進協議会の組織について</p> <p>(3) 2年間のサマリー（要約）について</p>
4	7番 山上庄一君	<p>1 鵜への対応について（市長）</p> <p>2 直七栽培の拡大について（市長）</p> <p>3 大島橋の架け替えについて（市長）</p>
5	1 2番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 伝馬船について</p> <p>(2) 藻津漁港へのアクセス道路整備について</p>
6	1番 川田栄子君	<p>1 指定管理者制度について（市長）</p> <p>(1) 条例の制定について</p> <p>(2) 指定制限について</p> <p>(3) 情報公開条例の適用について</p> <p>(4) 公の施設の目的の明確化について</p> <p>(5) チェックシステムと定期報告について</p> <p>(6) 労働者の雇用保障について</p> <p>(7) 選定委員の設置について</p> <p>2 男女共同参画社会の推進について（市長）</p> <p>(1) 審議会等委員の女性割合の現状と認識について</p> <p>(2) 女性委員のクォータ制について</p> <p>(3) 当市における女性管理職の認識と見解について</p> <p>(4) 女性リーダーの養成について</p> <p>(5) 2020年、30%目標達成の必要性について</p>

平成29年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 2 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 3 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 4 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 5 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 6 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 7 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 8 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第 9 号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6月28日	同 意
第12号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第13号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月28日	同 意
第14号	平成29年度宿毛市一般会計補正予算について	6月28日	原案可決
第15号	平成29年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	6月28日	原案可決
第16号	平成29年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について	6月28日	原案可決

第17号	平成29年度宿毛市水道事業会計補正予算について	6月28日	原案可決
第18号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金条例の制定について	6月28日	原案可決
第19号	宿毛市林邸再生活用事業寄附金基金条例の制定について	6月28日	原案可決
第20号	宿毛市税条例等の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第21号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決
第22号	宿毛市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例について	6月28日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第10号	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書の提出について	6月28日	継続審査